

「協働のまちづくり」 ●●● 推進に向けて

— 協働のまちづくりに関する基本的な考え方 —

地域の個性を生かした、質の高い、心豊かな社会の創造



「協働のまちづくり」推進に向けて

— 協働のまちづくりに関する基本的な考え方 —

地域の個性を生かした、質の高い、心豊かな社会の創造

平成18(2006)年 3月

明 石 市

より質の高い、心豊かなコミュニティづくり



少子高齢化の急速な進展、経済の成熟化・グローバル化など、社会構造が大きく変化していくなか、本市におきましても、安全・安心のまちづくり、教育・福祉の充実、地域の元気アップなど、地域課題は多様化しており、これまでのまちづくりの取り組みを部分的に見直すだけでは立ち行かない状況となっております。

このようなときこそ、社会の変化に的確に対応し、市民の皆様が将来にわたって、安心して暮らすことができるように、地域の横断的な連携を強化し、地域課題を解決することができる仕組みづくりが必要と考え、平成16年10月に、コミュニティ推進組織関係者や公募市民、市職員等で構成する「協働のまちづくり推進検討会議」を設置し、協働についての基本的な考え方を検討していただきましたが、この度、熱心に重ねられた検討結果が「協働のまちづくり提言」としてまとめられました。

私は、何よりも地域と行政が協力し合い、互いに一歩前進して、連携、補完しながら、それぞれの立場で積極的な地域貢献や役割を果たしていくことが、住んでよかったと心から思える明石のまちづくりにつながっていくものと考えています。その実現のためにも、市民と市民、市民と市の緊密な連携が必要であり、行政としても機敏に、かつ実行力のある形で市民の皆さんの取り組みを強化していくことが不可欠となります。

今後、本市といたしましては、これまで地域で培われてきた人材やネットワーク、ノウハウ等を最大限に生かしながら、このたびの提言を基本として、市民と市が、「質の高い、心豊かな社会の創造」という共通の目的を抱き、それぞれの役割を担っていく、真の「参画と協働のまちづくり」に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成18(2006)年3月

明石市長 北口寛人

提言にあたって



今日の市民生活は、就業や通勤・通学をはじめ、様々な活動領域が広い範囲にわたり、市民一人ひとりの価値観や個性の発揮も従来とは比較できないほどの多様化が進んでいます。

一方、阪神淡路大震災の貴重な教訓や、より安心・安全な地域社会の構築、少子高齢化のもとでの地域での子育てや高齢者の生きがいがづくり活動の充実といった身近な地域課題の重要性もますます高くなってきています。

従来の地域のまちづくりは、いわばまちづくりのプロであるとも言える行政と、自治会や町内会などの地縁的なまとまりがその多くを担ってきており、今日においてもその重要性や意義は継続しています。しかし、これと合わせて多様な市民を包含して地域の新しい課題にも対応できるコミュニティ単位の活動の必要性も高まっています。

現在、特に地方分権の一層の進展や厳しい行財政運営のもとにおいては、市民自らが身近な課題に取り組んでいくことが必要とされています。これからのまちづくりは、行政に任せきりにするのではなく、市民自らがこれに取り組むことにより、地域の多様な市民の民主的な合意形成、課題への取り組みのための実践的な「学習」の推進、課題を解決したという「達成感」や「ノウハウ」の共有、それに基づく次の課題への備えなどが地域力、市民力として備わっていくことが期待されます。

明石市は、全国に先駆けて、コミュニティ単位の取り組みを続けてきていますが、これまでの30年の歴史を踏まえつつ、さらにこれを一層ステップアップさせるために、本提言がその一助となることを期待すると共に、この提言が速やかに、かつ着実に実現されることを願ってやみません。

平成18(2006)年2月

明石市協働のまちづくり推進検討会議

会長 根本 敏行

Ⅰ	協働の基本理念について	1
1	協働の背景（協働のまちづくりが求められる背景）	1
2	定義	2
3	基本理念	3
Ⅱ	市民及び市の共通目的並びに役割分担について	4
1	市民及び市の共通目的	4
2	市民の役割	4
3	市の役割	4
Ⅲ	協働のあり方と推進方法について	5
1	協働の原則	5
2	協働の推進方法	5
3	市民組織のあり方	7
Ⅳ	市民活動の支援について	10
1	現状と課題	10
2	活動の場の整備	10
3	情報の共有	10
4	啓発と人材の把握	11
5	活動に対する助成	11
6	活動機会の創出	11
7	市職員研修等の充実	11
Ⅴ	コミュニティ・センターのあり方について	12
1	現状と課題	12
2	地域活動の単位とその拠点	12
3	中学校区コミセンと小学校区コミセンの役割、機能分担	13
4	小学校区コミセンの整備	14
5	コミセンサークル活動とスポーツクラブ21活動	15
6	コミセン運営委員会の役割等	16
7	生涯学習、コミセンサークルの活動	16
8	コミセン施設利用のルール	17
9	コミセン所長の役割と職員の選任	17
10	コミセンの所管	17

<資料編>

明石市協働のまちづくり推進検討会議	会議員からの意見	1
提言（案）に対するパブリックコメント一覧		17
明石市協働のまちづくり推進検討会議	設置要綱	26
明石市協働のまちづくり推進検討会議	会議員名簿	28
明石市協働のまちづくり推進検討会議	会議経過	29

I 協働の基本理念について

1 協働の背景（協働のまちづくりが求められる背景）

(1) 多様化する市民ニーズ

社会環境の変化、価値観の多様化などにより、子育て、青少年健全育成、防災、防犯、環境、福祉及び教育など各分野の行政施策面において市民ニーズが多様化しています。さらに、地域により、その課題や状況が異なるなど市民ニーズの個別化の傾向も著しくなっており、これまでの画一的な行政サービスだけでは対応できなくなっています。

(2) 超高齢社会の到来

わが国は、まもなく、かつて経験したことのない、人口減少下における超高齢社会を迎えようとしています。明石市においても、ここ数年人口の停滞傾向が続いており、今後人口の減少が見込まれます。その一方で、市の人口に占める高齢者の割合は着実に上昇しています。

2007年から数年間、多くの団塊世代の地域への回帰が予測されます。今後、この団塊の世代を始めとする人たちが、社会に向き合い、地域での新たな人材として活躍することが期待されています。これらの世代の意欲や能力をどのように生かしていくかが課題となってきました。

(3) 市民力の高まり

明石市では、早くから地域の自治会を中心に各種団体と連携したコミュニティづくりの取り組みを続け、30年の歴史を重ねています。その蓄積が、現在、自分たちの住む地域を、より良いものにしていくための市民自治意識の高まりの基盤となっています。

このような流れの中で、地域では、自治会を始めとする地縁型の組織だけでなく、福祉や環境などの具体的な課題に取り組むボランティアやNPOなどの組織活動も芽生えてきています。さらに、地域の課題を、行政だけに頼るのではなく、地域の自発的な取り組みによって解決しようとする機運も起こっており、これらの市民の力が新たなまちづくりの担い手として期待されています。

(4) 地域の資源を生かした地域経営の時代

まちづくりは、これまでの量や画一的なものから、質や個別的なものが求められています。また、都市基盤整備などのハード設備だけでなく、福祉、環境、安全など、市民生活全般にわたり、多くのソフト課題への対応が求められています。

これら、多様な市民ニーズに対応するまちづくりを効果的に行っていくためには、地域の資源や特性、人材などを効率よく生かした地域経営の手法が、まちづくりの手

法として期待されています。

このような背景から、市民と市が、共に考え、共に力を出し合いながら、新しいまちづくりをめざしていくことが重要であり、本検討会議では、市民と市との協働についての基本的な方針を提言します。

2 定義

提言にあたって、より内容の明確化を図るため、主な語句について、次のとおり定義します。

(1) 市民

市内に在住、在勤、在学する者、また、市のまちづくりに関心を持つ者、並びに市民活動団体、市内に事業所等を置く法人をいいます。

(2) まちづくり

豊かな地域社会をつくるための道路、公園、建物などのハード整備と、地域の中において展開される文化、伝統、環境、生活、コミュニティなどのソフト面にも配慮した市民のための地域づくりをいいます。

(3) 協働

市民がまちづくりのプロセス(計画・実施・評価・改善の各過程)の中に参加し、市民と市又は市民と市民とが、それぞれの資源や専門性を生かし、尊重し合いながら、果たすべき役割と責任を自覚し、共に考え、共に力を合わせるにより、より良いまちを築き上げていくことをいいます。

(4) 市民活動

市民が行う自発的で自主的な非営利の活動で、公益性のある社会貢献活動をいいます。
なお、市民活動を行う市民組織には、地域をベースに地域の課題解決に向けて取り組む自治会などの地縁型組織と、福祉、環境など地域を限定せずに具体的なテーマごとの課題に取り組むNPOやボランティア団体などの分野型組織とがあります。

(5) 公共サービス

市民生活は、市民自らが行う活動(自助)、市民相互の助け合い活動(共助)、行政の活動(公助)によって支えられており、これらのうち、共助と公助によって提供されるサービスを総称して「公共サービス」といいます。

(6) 地域経営

市民の市民による市民のための経営をいいます。地域経営とは、地域のめざす目標を明確にして、地域における経営資源(人、物、情報、資本)を活用(インプット)し、

市民が満足する効率的な活動(アウトプット)となるような事業活動の展開をいいます。

3 基本理念

明石市の協働のまちづくりは、「市民力を生かした未来を拓くまちづくり」を念頭に置き、これまでのまちづくりの蓄積の上に、市民と市が、良好なまちづくりパートナーとして、協働しながら、新しい時代に向け、「地域の個性を生かした、質の高い、心豊かな社会の創造」をめざしていきます。



Ⅱ 市民及び市の共通目的並びに役割分担について

1 市民及び市の共通目的

市民と市は、「地域の個性を生かした、質の高い、心豊かな社会の創造」を共通の目的とします。

2 市民の役割

(1) 個人(市内に在住、在勤又は在学する者、市のまちづくりに関心を持つ者)の役割

市民の一人として市政や地域のまちづくりに関心を持ち、自らができることで地域活動に参加、協力していきます。

(2) 市民組織(市内で公益活動をする市民活動団体)の役割

組織として市政や地域のまちづくりに関心を持ち、地域の共通課題の解決に向けての取り組みや建設的な提言、地域の意見の集約を行います。また、市や地域の他組織との連携や協力など、地域内でのネットワークづくりに努めます。

(3) 事業者(市内に事業所等を置く法人)の役割

地域社会を構成する事業者として、市政や地域のまちづくりへの参加や支援を通じて地域社会への貢献に努めます。

3 市の役割

(1) まちづくり活動のための基盤整備

地域における拠点施設など、まちづくり活動の基盤整備を図ります。

(2) 情報の提供、公開

市民と情報を共有するため、積極的に情報を提供、公開します。

(3) 市民との円滑な連携を図るための人材の配置

市民とのコーディネーターの役割を果たす人材を配置します。

(4) 市民との協働の仕組みづくり

市民の市政参加への新たな仕組みづくりに取り組みます。

(5) 市職員の意識改革

市民活動の体験や実践を通じての研修などを行い、協働に関する市職員の意識改革を行います。

Ⅲ 協働のあり方と推進方法について

1 協働の原則

(1) 目的の共有

市民と市は、協働のまちづくりにおいて「地域の個性を生かした、質の高い、心豊かな社会の創造」を目的として共有します。

(2) 自主性の尊重と主体性の発揮

市民と市は、互いの自主性、自発性を尊重し、互いが主体性を発揮し、課題解決に取り組めます。

(3) 相互理解

市民と市は、自主性の尊重と主体性の発揮を基本に、互いに情報の交換と対話を通じて理解を深め、信頼関係を築きます。

(4) 対等の関係

市民と市は、共に公共サービスの担い手、まちづくりの当事者であるパートナーとして、まちづくりに参加できる関係を築きます。

(5) 補完の関係

市民と市は、互いの資源や専門性を生かすとともに、互いの活動や公共サービスの範囲を補い合う関係を築きます。

(6) 公開性の確保

市民と市は、互いに積極的に情報を提供し、情報の共有や透明性の確保に努めます。

2 協働の推進方法

(1) 市民の市政への参加

市のマネジメント・サイクルには、「計画」「実施」「評価」「改善」の4つの過程があり、市民は、各過程に、適切に参加していくよう努めます。

また、市は、市民の参加を求める場合にあっては、公募、公開を原則とするなど、効果的な参加形態を工夫し、積極的に市民との協働の機会の創出に努めます。

特に、市が市民の参加を得て、事業の実施結果を評価（点検）することは、協働事業の改善を図るためにも、また事業の透明性を確保するためにも重要です。

(2) 情報の共有

情報の共有は、市民と市が協働する場合の前提です。そのため、市においては、市民に対して積極的な情報の公開や提供を行うとともに、市民からの情報や提案を広く受け止め、施策への反映に努めていきます。

市民においては、市に対して地域情報などの提供を行うとともに、地域内において、市からの情報の周知、啓発に努めます。

(3) パブリックコメントの推進

市は、重要な基本計画の策定や、広く市民生活に影響を与える計画等については、市民の意見や提案を積極的に求め、計画等に反映させていくためパブリックコメントの推進を図ります。

市民は、その趣旨を理解し、建設的な意見を寄せるよう努めます。

(4) 「タウン・ミーティング」「出前講座」の実施

市は、地域に出向き、市民生活に必要な情報を提供し、市民との対話によって地域課題や市民ニーズの把握に努めます。

また、地域は、自ら地域課題の発見、解決に図るため、「タウン・ミーティング」などを活用していきます。

(5) 市民と市の共催、市の後援

市民と市は、事業の性質から、共同、協力して行うことが適切である事業は、共催により、実施していきます。また、市民が主体となって行う事業であっても市が支援又は推奨すべきものにあつては、積極的に市が後援を行い、それぞれの事業の効率・効果を高めていきます。

(6) 事業の委託と指定管理者制度の活用

市は、市の事業のうち、市民活動団体が持つ、専門性、先駆性、ネットワーク機能を生かせる事業について、NPOなどの市民活動団体への事業委託や指定管理者制度の活用により、協働の機会づくりに努めます。

一方、市民活動団体は、市からの委託事業などに十分に対応できるよう、組織経営力の強化に努めます。

(7) 市民活動への支援

市は、市民活動に対し、活動の場の提供、事業費用の助成など、適切な支援を行います。

また、市民活動団体は、市の支援に、継続的に頼ることなく、早期に、自立した運営体制を確立していく必要があります。

(8) 人材の把握と登録

市は、まちづくりを担う人材の育成に努めるとともに、様々な能力、技術等を持つ

た人材を把握し、登録するシステムを設けます。

それを受けて、市民は、まちづくりに生かせる能力、技術を積極的に登録するよう努めます。

加えて、市は、その人材と市民活動とをコーディネートするスタッフの配置に取り組みます。

3 市民組織のあり方

(1) 小学校区単位の組織づくり

市民のまちづくり活動の範囲は、その活動内容によって違いがありますが、市民にとって活動に参加しやすく、その成果を身近に感じられる範囲は、小学校区です。現状においても、概ね小学校区を単位として結成された地域組織が中心となって活動を展開し、成果を上げてきていることから、小学校区をまちづくりの基本的な単位として組織づくりを行うことが適切です。

(2) まちづくり組織

小学校区においては、連合自治会を始め、高年クラブ、子ども会、PTAなどの各種団体が連合したコミュニティ推進組織の活動が定着しています。このコミュニティ推進組織は、地域の多岐にわたる課題に、総合的に対応できる組織であり、この組織を「協働のまちづくり推進組織」と位置づけます。

市内のコミュニティ推進組織には、全市的に共通した総称（呼称）がなく、組織の連携が円滑でない現状があります。市民と市の協働を広げていくため、全市で「○○地区協働のまちづくり推進協議会」など統一した呼称を定めることが適切であり、めざす目標です。

しかし、各地区では、組織の名称や活動が定着している現状から早急に行うのではなく、地域で、自らの組織のあり方を検討し、合意の中で、名称変更もあわせて考えていくことが望まれます。

(3) 協働のまちづくり推進組織

① 部会の設置

「協働のまちづくり推進組織」において、効率的な対応を図っていくためには、分野、課題ごとの部会設置が望まれます。この部会設置においては、新たな課題に対応するための部会設置もありますが、すでに地域には多くの分野別組織があり、この組織を部会とみなしていくことが適切です。

また、この部会設置により、集中する地域リーダーへの過重な負担を軽減することが期待できます。

② 地域の横断的連携

地域課題には、単独の組織（部会）だけでは解決できないものも多くあります。

そのような課題に対しては、「協働のまちづくり推進組織」において、課題に関係する代表者が集まり、話し合い、それぞれの組織等の特性（役割）を生かした横断的な取り組みを行うことが必要です。

市においても、必要に応じて、こうした取り組みに参加していきます。



③ 部会の全市的連携

地域課題には、道路整備など地域独自の課題のほかに、地域福祉、環境資源など全市に共通する課題が多くあります。これらの課題は、地域だけでなく、全市的な展開や情報交換によって取り組みの効果を上げることが期待できます。したがって、各地区における「協働のまちづくり推進組織」において設置した部会の全市的な連携会議(全市会議)を設置していきます。

④ 全市会議と市の連携

市においても、全市会議と連携するため、その課題に関する事業部門の職員によってプロジェクト・チームを適宜、編成し、全市会議に参加します。このことによって、市民と市との課題ごとの横断的な連携を図っていきます。

⑤ 連合自治会の役割

地区(校区)連合自治会は、各地区において、まちづくりに関して広範な活動に取り組む総合的な団体であり、「協働のまちづくり推進組織」の運営においては、中心的な立場で、地域の各種団体と積極的な連携を図るものとしします。

(4) 広域活動の小学校区活動への分化

小学校区の範囲を越える地域を対象とする組織は、可能な限り、小学校区の範囲を対象とする組織に分化することが望まれます。

(5) (財) 明石コミュニティー創造協会の役割

① 現状

明石コミュニティー創造協会は、昭和57年に「広く市民の意識を啓発し、住民相互の連帯に支えられた住みがいのあるまちづくりを支援し、明るく住みよいまちの実現をめざした活動」を目標に市民と市の出資により設立されています。現在の主な事業は次のとおりです。

- ・ 広報活動（コミュニティ意識の普及及び啓発）
- ・ コミュニティ活動研究事業（コミュニティのあり方の調査及び研究）
- ・ 地域活動振興事業（地域のコミュニティ活動の促進）
- ・ 芸術文化推進事業（市民の文化的活動の推進）
- ・ その他（コミュニティ活動の奨励）

② 今後の展開

明石コミュニティー創造協会においては、従来の事業に加え、文化向上のための新たな取り組みが進められています。今後、市民と市が連携し、時代に即した協働事業を展開していく中、同協会には、その特性を生かし、さらに柔軟できめ細かな取り組みが求められます。

Ⅳ 市民活動の支援について

1 現状と課題

市民の価値観が多様化し、あわせて市民生活を営むうえでも極めてニーズが多様化してきたため、これまでの社会的な仕組みだけでは対応しきれない分野が発生してきました。このような中で、NPOなど新たな市民活動団体が自発的・主体的に対応していこうとする動きが広範な分野で始まり、行政、企業に次ぐ新たな公共サービスの担い手として期待されるようになっていきます。

市においては、協働のパートナーとなる、これらの市民活動団体の活動を促進するため、側面的支援を行っていく必要があります。

2 活動の場の整備

(1) 全市的拠点施設の整備

現在、「あかし市民活動フリースペース」では、市民活動団体が中心となり、情報紙の発行や各種事業の企画、運営など、具体的な実践が行われています。今後、市は、これらの実践を踏まえて、市民活動の拠点施設として「(仮称)市民活動センター」のあり方を、市民(市民活動団体)と共に研究していく必要があります。

(2) 地域における市民活動の場の整備

市は、地域における市民活動の場として、小学校区コミセンを情報交換や団体の交流の場として整備し、活用していきます。また、より身近な地域活動を展開する場として、地域にある公共施設や自治会集会施設などの有効活用を図るため、当該施設の関係者と協議を進めていく必要があります。

3 情報の共有

(1) ホームページの開設

市は、市民活動を展開していくうえで必要な市政情報の提供や、市民と市民、市民と市との円滑な情報交流や情報の共有化を進めるため、市民活動に関わるホームページを開設します。

(2) 活動情報の発信

市は、活動情報紙等の市施設内への配置協力や、市広報紙等への情報掲載に努めるなど、市民活動情報の発信について支援します。

4 啓発と人材の把握

市は、市民活動に対する理解と社会的な認知度を高めるため、広く市民に対し実践活動などを紹介し、また講習会を開催するなどの啓発を行います。あわせて、コミセン等での生涯学習活動を通じ、市民活動を担う人材の把握、育成を行う必要があります。

5 活動に対する助成

市民活動団体は、自立して活動することが基本ですが、経済的基盤が弱い団体も多く存在します。市は、自主的に地域課題の解決などのまちづくり活動を行おうとする市民活動団体に対して、助成するなどの適切な支援を行う必要があります。

6 活動機会の創出

市は、市の事業のうち、市民活動団体が持つ、専門性、先駆性、ネットワーク機能を生かせる事業については、事業委託や指定管理者制度を活用するなど、積極的に協働事業の機会創出に努めていきます。

7 市職員研修等の充実

市は、市民活動団体との協働が円滑に行われるよう、市民活動やNPOなどへの理解、知識を深めるため、市民活動の体験や実践を通じての研修などを行います。

V コミュニティ・センターのあり方について

1 現状と課題

(1) コミュニティ形成

コミュニティ・センター（以下「コミセン」という。）は、昭和47年（1972）から年次的に開設され、現在、市内の13中学校区、28小学校区の全てに設置されています。

その設置目的は、「コミュニティ形成の場」と「生涯学習の場」です。一般的には、後者への満足度は高く、前者の目的が十分に果たされていないとの指摘があり、長年、その対応が求められてきました。

(2) スポーツクラブ21

スポーツクラブ21は、法人県民税超過課税を財源とした県補助事業として実施し、本市では、平成13年度から平成17年度にかけて全小学校区コミセンに設置しました。

スポーツクラブ21が小学校区コミセンに加わったことにより、コミセンとの関係、特に、既存のコミセンサークルとスポーツクラブ21の運営のあり方が課題となっている地区があります。

(3) 超高齢社会の到来

超高齢社会の到来、人口構造の変化、団塊世代の地域回帰など、地域を取り巻く環境が大きく変わりつつあります。コミセンのあり方は、ただ単にコミュニティづくりという視点だけでなく、団塊の世代などを始めとする多くの高齢者が、地域社会のなかで、市民と市の協働をどのように進めていくか、また、公共サービスをどのように進めていくかという視点からも考える必要があります。

2 地域活動の単位とその拠点

(1) 地域活動の単位（範囲）

地域活動の単位は、小学校区、中学校区、広域（市民センター）が考えられますが、現在、地区の連合自治会など小学校区を単位とした地域組織が中心となって活動が展開されています。国においても、コミュニティ活動の範囲は「例えば、小学校の通学区域」としており、県の参画と協働の施策における地域も、「概ね小学校区」とされています。

このような状況からも、地域活動の単位は、その成果を身近に感じられる範囲で、地域に住む全ての市民がまちづくりに参加しやすい小学校区を単位とするのが適切です。

地域活動の単位を小学校区にすることで、全市的な立場で見ると数が増えるというデメリットもありますが、地域から見ると、より地域の特性に応じたきめ細かいま

ちづくりが期待できるメリットがあります。

もちろん、地域の活動は、必ずしも小学校区と等しくなっていない地域もありますが、原則として、小学校区単位としていくことが、新たな協働のまちづくりを考える上において適切であると考えます。

(2) 地域活動の拠点

地域活動の原則的な単位を小学校区として、まちづくりを進めていくためには、まず、その活動の拠点的な機能を有する施設、人材が必要です。本市においては、すでに小学校区コミセンが全ての校区に設置されており、実態に即した活用と充実を進めていくことが効率的な事業推進になると考えます。

3 中学校区コミセンと小学校区コミセンの役割、機能分担

中学校区コミセンと小学校区コミセンは並列の関係にありますが、その対象範囲、施設、設備、職員の配置数等に違いがあります。小学校区を単位としたまちづくりを進めるためには、その役割、機能分担を明らかにしておく必要があります。

(1) 中学校区コミセンの役割

中学校区コミセンにおける生涯学習活動に対する市民の満足度は高いものがあります。超高齢社会への対応も含めて、生涯学習活動の充実は重要なテーマであり、中学校区コミセンは、地域においてその大きな役割を担っています。中学校区コミセンは、今後、さらに生涯学習活動の機能を中心とし、まちづくりに貢献する施設として発展していくことが求められています。

また、まちづくりにおいては、小学校区コミセンとの連携や、中学校区を単位とした地域組織と連携していくことは、当然、必要なことです。

<中学校区コミセンの目的>

- ① 生涯学習（スポーツ・文化）・・・各種学習講座、サークル活動
- ② 地域住民の親睦、交流の場・・・交流会、行事
- ③ その他・・・・・・・・・・・・・・災害等、非常時の対応施設

(2) 小学校区コミセンの役割

小学校区コミセンは、地域の身近なまちづくりの場として、市民だけでなく市も関わり、市民と市の協働のまちづくりを進めるための拠点施設としていきます。

また、小学校区コミセンが、従来のコミセン活動に加え、新たなまちづくりの場としての施設であることを市民に周知するためには、施設の目的をイメージする名称に変更することも考えられます。しかし、コミセンという名称は、長年、地域において親しまれた名称であり、名称変更については、地域の意見を大切にしながら検討することが適切であり、今後の課題です。

＜小学校区コミセンの目的＞

- ① まちづくり活動の場
・・・・・・・・・・会議、交流、活動、地域情報、福祉情報、団体の事務所
- ② 行政サービスの場
・・・・・・・・・・市情報の提供、各種相談の窓口、地域団体との連携
- ③ 生涯学習（スポーツ・文化）活動の場
・・・・・・・・・・スポーツクラブ21運営方式
- ④ その他

(3) 小学校区コミセンの管理と運営

小学校区コミセンがまちづくりの場、行政サービスの場として活用されるための基本的な施設、職員などの管理は、市の責務であり、まちづくり活動の一環である小学校区コミセンの運営主体は地域です。したがって、学校教育に支障のない範囲、学校との連携の中で、小学校区コミセンが活発に利用され、まちづくりに結びつくかどうかは、地域の関わり方が大きな鍵となります。

(4) 小学校区コミセンにおける行政サービス

身近な地区において、行政サービスを受けられることは、市民にとって利便性の向上につながります。特に、超高齢社会を考えると、望まれるサービスでもあります。今後、市民ニーズの把握に努めながら、どのような行政サービスが可能か、市の関係部署において、研究する必要があります。

現在、考えられるサービスとしては、地域福祉、行政情報、行政巡回相談、出前講座などがあります。

4 小学校区コミセンの整備

(1) 整備、充実

現状の小学校区コミセンが、まちづくり活動を行う拠点として、その機能を発揮するためには、施設や人員配置の面でも整備、充実していく必要があります。しかし、小学校区コミセンの施設については、関係者の合意を得られた地区から、年次的に、活用に向けた整備を図っていくことが適切です。

(2) 開館時刻

小学校区コミセンの開館時刻は、タウン・ミーティングでの要望もあり、中学校区コミセンと同様の午前9時からの開館が望まれています。しかし、児童の安全確保の問題や学校授業との兼ね合いなど、地区において考え方の違いもあり、これらの合意を得られた地区から順次、開館していくことが適切です。また、午前9時開館により、どのような使い方ができるのか、実験的な取り組みや検証を行う必要があります。

(3) 学校施設の有効活用

短期的には、児童数増加の学校もありますが、長期的には少子化の進行によって、学校施設に余裕が生じることが予想されます。今後、学校教育とまちづくり活動との連携を進めていく一つとして、学校施設の特別教室などを、まちづくり活動の施設として併用していくことが効果的です。

この学校施設の活用により、多くの市民は、学校は児童の教育の場だけでなく、地域の大切な施設としても理解するとともに、子どもの安全確保にもつながることが期待されます。

(4) 地域内にある公共的施設との連携

地域のまちづくり活動の場を、全て小学校区コミセンで対応するのは不可能です。一方、地域内には、自治会集会施設などの公共的施設（中学校区コミセン、学校園施設、保健福祉施設、文化施設など）があり、これらとの連携が必要です。

5 コミセンサークル活動とスポーツクラブ21活動

(1) 現状と課題

スポーツクラブ21は、小学校区コミセンの場におけるコミセン活動の一つですが、この小学校区コミセンとスポーツクラブ21との関係が、十分に理解されていない地区があります。具体的には、「小学校区コミセンがスポーツクラブ21に置き換わる。」また「小学校区コミセンとスポーツクラブ21が並列の関係にある。」などです。

また、大きな課題に次のようなものがあります。

- ・従来のコミセンサークルとスポーツクラブ21の関係
- ・スポーツクラブ21の県補助が終わったあとの運営方法
- ・コミュニティ推進組織、コミセンの運営組織、スポーツクラブ21の運営組織の関係

これらの調整は、最終的には地域で議論し、実践していくこととなりますが、市においても、地域任せでなく、原則的な方向を明確に示し、地域とともに解決に向けて努力する必要があります。

(2) 原則的な方向

① 小学校区コミセンの中のスポーツクラブ21

スポーツクラブ21は、小学校区コミセンの場での活動であり、コミセン活動の一環としての位置づけです。

② 小学校区コミセンのスポーツ・文化活動とスポーツクラブ21の一元化

スポーツクラブ21を所管する教育委員会では、「小学校区コミセンにおけるスポーツ・文化活動（サークル活動）は、スポーツクラブ21の運営方式（会員制等）に切り替えていき、将来的には一元化していく。」とする見解を示しており、その方向をめざしていきます。

6 コミセン運営委員会の役割等

(1) 中学校区コミセン運営委員会

中学校区コミセン運営委員会は、生涯学習活動を中心とした運営を通じ、まちづくりに貢献することに努めます。そのためには、主体的な企画力、運営能力が必要であり、そうした運営委員会の構成が必要です。

(2) 小学校区コミセン運営委員会

小学校区コミセン運営委員会の主な役割は、コミセン施設の運営のみではなく、コミセン運営を通して行われる「まちづくり活動」も大きな部分を占めています。

一方、地域には、まちづくり活動推進を本来の設置目的とする「コミュニティ推進組織」が存在しています。このように、これら二つの組織が、地域内に同じ役割を担う組織として並存する場合は、かえって地域に混乱をもたらすことになります。そこで、組織的に円滑かつ効率的な運営を行っていくためには、コミュニティ推進組織を地域のまちづくり代表組織とし、まちづくりの実現をめざすコミセン運営部門を担う組織として小学校区コミセン運営委員会を位置づけることが望ましいと考えます。

7 生涯学習、コミセンサークルの活動

(1) コミセン主催講座等

協働のまちづくりにおいては、市民の主体性が重要です。そのためには、多くのまちづくり事例を学ぶ、あるいは個人の技能を高める機会を創出することが必要であり、こうした生涯学習での分野において中学校区コミセンの果たす役割は大きいと考えます。

したがって、中学校区コミセンが主催する講座等は、まちづくり実践活動に生かされていくような内容であることが望まれます。

(2) コミセンサークル活動

コミセンサークルにおいて個人の技能を高めることは、本人の生きがいを高めるだけでなく、地域に還元することを目的としています。

特に、高齢社会の現在、元気高齢者の身近な生きがいの場として、自らの学習を通じて異世代とのふれあいの場、地域連帯の場となっており、利用者にとっては、欠かせない活動の場となっています。

なお、コミセンサークルの運営においては、一部利用者の独占・排他的な利用となることなく、開かれたサークルとすることが大切です。

8 コミセン施設利用のルール

(1) 施設利用

会議室等の使用において、地域団体は、臨時的な使い方が多く、使いたいときに使えないとの意見があります。そのため、地域公共利用の優先を徹底させ、特定の週や曜日は、サークル活動を制限するなど工夫が必要ですが、利用しようとする団体においても、定期的、計画的な利用を考えることが必要です。また、小学校区コミセンの午前中の活用や、地域内の自治会集会施設等との連携も必要です。

(2) 使用料

コミセンの使用料についての減免は、条例、規則で定められています。コミセンサークルは社会教育関係団体に位置づけられ、減免することができるとなっていますが、今後、この減免をどのように取り扱うかは課題であり、研究していく必要があります。

9 コミセン所長の役割と職員の選任

(1) 所長の役割と配置

コミセン活動における所長の役割は大きいものがあります。

中学校区コミセン所長においては、特に、地域調整力と生涯学習における企画力が求められています。

また、小学校区コミセンにおいても所長の配置が望ましく、その所長は、市民的な感覚を持ち、地域と市とのパイプ役や、コーディネートができる能力が求められます。

(2) 選任

所長、職員の選任については、「地域採用」か「行政採用」かの意見がありますが、現状は、「行政採用」としています。地域によって考え方に相違があることから、当面は、「行政採用」としますが、将来的には、職員採用も含めて、運営をどのような形態にするのが望ましいか、地域と市において検討していく必要があります。

10 コミセンの所管

(1) 所管の考え方

コミセンの所管については、将来を見据え、地域の公共サービスをどのように進めていくのか、コミセンに何が求められているかを考慮し、関係部署での十分な議論がまず必要です。

その具体策として、コミセンの管理運営を市長部局に移管させることが、一つの方法として考えられていますが、市民にわかりやすく、混乱が生じないような調整、課

題整理が必要です。

(2) 移管の課題整理

- ① コミセン運営の基本的な考え方は、「住民主体での運営」であり、そのためには、市民の理解が不可欠です。
- ② 市民の側においても、この移管はただ単に、行政組織内での移管ということではなく、まちづくりを市民自らが行っていく拠点施設としてコミセン(特に小学校区コミセン)を理解していく必要があります。
- ③ 市長部局がコミセンを所管した場合、「生涯学習」をどのような視点で進めていくのか、明らかにしておく必要があります。
- ④ 教育委員会において、市民の生涯学習(社会教育)の展開を、どのように進めていくのか、明らかにしておく必要があります。



資 料 編

明石市協働のまちづくり推進検討会議 会議員からの意見等

協働のまちづくり推進検討会議の検討過程において、会議員から出された主な意見

① 協働の基本理念について

<協働の背景>

- ・ 背景として厳しい財政状況もあるが、協働のまちづくりには、財政的な視点だけでなく、地域の資源を生かして地域経営をしていくという視点が大切である。今後は、地域の資源を効率よく使って、無駄のないまちづくりを進めていく必要がある。
- ・ 「地域経営」などの新しい概念の定義も記載すべきである。
- ・ これからのまちづくりは、これまでの地域における取り組みの上に積み上げられていくものであるため、提言書の中に、これまでの地域の取り組みや地域の苦労を記載して欲しい。
- ・ 明石市には、今日のように「参画と協働」といわれる前から、コミュニティ行政を行ってきた経緯がある。明石らしさを出すためにも、例えば、「他市より早くコミュニティ行政に着手しており、市民の協力、市民の苦労の上に今日の姿がある。」といったようなくだりがあっても良いのではないか。

<基本理念>

- ・ 「質の高い、心豊かな社会の創造」という表現について、これからは「量」ではなく「質」が大切だという意図は理解できるのだが、「質の高い」という言葉は日常的に使われておらず、市民には、わかりづらいのではないか。
- ・ めざすべき目標は、市民と行政の協働である。ただ、同じ目標に向かおうとしても、地域性があるので机上論は通用しない。
- ・ めざすべきまちづくりに「地域性を重んじた」というような表現を加えて欲しい。市内一律にまちづくりを進めるのではなく、地域性に合わせたまちづくりが必要である。
- ・ これからのまちづくりを表すためには、ソフト面でメンタルな言葉が必要である。「まちづくりには心も大事」ということを訴える必要がある。
- ・ まちづくりには、ハード面での整備だけでなく、各地において受け継がれてきた伝統も含まれている。伝統の中には、人の伝統もあれば地域の伝統もある。社会的な伝統という意味で、めざすべきまちづくりの中に、「社会の創造」という言葉が必要である。
- ・ 明石らしさをどのように盛り込んでいくかが課題である。
- ・ この提言は、課題解決を図るためだけの提言ではなく、未来に向けた新しいまちづくりを提言するという側面もある。まちづくりの目的の中に、「明るい」という言葉を付け加

え、「地域の個性を生かした、質の高い、心豊かな明るい社会の創造」としてはどうか。

- ・ 市内に21のコミュニティ推進組織があり、その3分の1が活動目的の中に「心豊かな明るいまちづくり」とあり、全体の約半数が、文言は違ってこれに類する表現をとっている。「質の高い」というのがどうかとを感じる。「心豊かで明るいまちづくり」であれば十分ではないか。
- ・ 「質の高い」という言葉について、当初に感じたほどの違和感はなくなってきた。表現として完璧とは思わないが、現在のところはこれで良い。
- ・ 「質の高い」の表現について、何を質の基準とするのか不明瞭であり、適切な表現かどうか迷うところである。
- ・ 「クオリティ・オブ・ライフ」という言葉が、先進国では、どこでも言われており、「これからは質の時代だ」というのが主流である。地域課題の個性化や市民の価値観が多様化する社会においては、一人ひとりが満足できるような「質の高さ」が求められるのではないか。

Ⅱ 市民及び市の共通目的並びに役割分担について

<市民及び市の共通目的>

- ・ 目標とは、目的の実現に向かって一定の期間内にどれだけ達成するのかを具体的に定めるものであり、ここでは、「共通目標」ではなく、「共通目的」とすべきである。

<市民の役割>

- ・ 市民は要望する権利と果たさなければならない義務があることを改めて認識する必要がある。

<市の役割>

- ・ 市民主体のまちづくりについて、理念的には賛成だが、市には、まちづくりの専門家として政策や方向性を市民に対して説明(情報提供)し、リードしていく役割があることを十分に認識しておいて欲しい。
- ・ 行政の意思決定のプロセスにおいて、地域の人々の率直な声を、どう共有していけるかが大きなポイントである。
- ・ 地域では、それぞれの事情に応じた取り組みを展開しており、協働を考えるのなら、もう少し行政側の役割が明確化されるべきである。
- ・ 「市民の役割」についての記述は、「貢献する。」等の言い切り型であるのに対し、「市の役割」についての記述は、「努める。」「図る。」等の表現が多い。「市の役割」については、もう一歩進んだ表現が必要である。
- ・ 市民に対して、こうしてもらいたいという表現の方が強いような印象を受けるので、市の

役割の記述を積極的な表現に改め、市民の方がやる気になるような提言にする必要がある。

Ⅲ 協働のあり方と推進方法について

<協働の原則>

- ・「対等の関係」という原則があるが、市民と市は、何もかも対等に責任を負うということではない。それぞれが負うべき責任の分担割合は、協働事業の内容によって違ってくるものである。
- ・協働のまちづくりでのキョウドウは、「協働」である。共に責任を同じくする意味の「共同」ではない。
- ・協働事業における市民の守備範囲は、まず、市民側で決めるべきであり、それを大きくするのも小さくするのも、行政とのコミュニケーションの中で決めていくべきである。
- ・協働事業における役割分担を協議するにあたっては、その事業が、市民ができない範囲を行政が補っていく補完の関係におけるパートナーシップに基づいて行う事業であるのか、対等の関係におけるパートナーシップに基づいて行う事業であるのかを考えることが大切である。
- ・住民自治には、義務的にやらなければならないものと、自主的・主体的にやるというものがある。自主的、主体的にやるということは、やればできるし、やらなくてもよいということであり、その結果、当然、地域によって、濃い、薄いは違ってくる。自分の意思による行為であるからそれはそれで良いとするのか、全員参加でなくてはいけないのか。また、参加しない人に対して何かをしなくてはいけないのか。そのあたりを検討することが課題である。

<協働の推進方法>

- ・市民側の組織にも、マネジメントサイクルの考え方が必要である。特に、事業を「評価」する段階におけるもう一歩進んだ視点やそれに基づく実践が必要である。
- ・行政は、市民に、まちづくりのノウハウが蓄積されていくような施策を展開していくべきである。
- ・これからの地域におけるまちづくりを考える上で、大きな課題が3つある。
 - ① 財政状況が非常に厳しい中、どのように地域サービスを確保していくのか。
 - ② 住民の自治意識の向上により、協働のまちづくりを進めていかねばならないが、それに関わる積極的な人材をどのように育成していくのか。
 - ③ 少子高齢化、特に高齢化の問題に対応して、コミセンがどのような機能を発揮していくのか。地域ごとのきめ細かな対応が必要になってくるのではないのか。官と民がどのような役割を果たしていくのか。

- ・ 9ページの「人材の発掘、配置」に関して、具体的にどのように人材を発掘し、配置していくのかわからない。具体策の列記が必要。
- ・ 「パブリックコメント」という言葉を高齢者の方が理解できるのか不安である。
- ・ 「パブリックコメント」という言葉は、十分に定着してはいないが、制度の名称として国レベルで施策を表す言葉になっている。注釈をつけることで正しく理解していただけるのではないか。

＜市民組織のあり方＞

- ・ 「まちづくり組織の総称」については、わかりやすい表現の工夫が必要である。
- ・ まちづくり組織は、各校区により、組織名称や構成が異なっている。また、連合自治会組織と高年クラブ、PTAなどの各種団体が並列で連携しているところや、各種団体が連合自治会の中に含まれているところがあり、これらの地域実情に合わせた柔軟な対応が必要である。
- ・ 地域には、高齢者、子育て、防犯など、多くの分野に及ぶ問題がある。現状では、各団体内での議論はするが、他の地域団体と連携して話し合うことが少なく、団体間での情報交換も十分でない。
- ・ まちづくりを進めるためには、地域のそれぞれの組織、代表者が、それぞれの役割を演じ、連携することが大切である。
- ・ 地域の各組織は同一人物が代表者になっていることが多く、混乱が見受けられる。組織をスリム化した方が効率的である。
- ・ まちづくりは、民主的運営が大切である。有力リーダーによる時代ではない。
- ・ 現状、地域では、少数の役員に業務が集中する傾向がある。これを解消するため、「あて職」にならないような手法を検討し、明記する必要がある。
- ・ 輻輳する地域組織をすっきりさせるため、地域のまちづくりを中心的に担う組織の名称を統一し、必要な専門部会を設置する案を、手法の一つとして、提示すべきである。しかし、各地域で一挙にこのような形をめざしても、そう簡単にはいかない。
- ・ 地域には、各種の団体があるが、協働のまちづくりを進めていう上では、統一した名称を使って、その地域の中心的役割を果たす組織を誰から見ても明確にしておくことが必要である。
- ・ 名称の統一と専門部会の設置は、組織を解体したり、否定したりするものではないので、そのように受け取られないように、ふさわしい表現を再考したほうが良い。
- ・ 専門部会を設けて横の連携を図ることは大切なことである。
- ・ コミ推とコミセン運営委員会が、既に個別に活動している中、小学校区コミセンの運営を「協働のまちづくり推進組織」の専門部会の一つとするのは、難しいことである。
- ・ コミセンは地域資源の一つであり、コミセンを運営する組織は、部会扱いで良い。

- ・ 組織は柔軟に対応できる形が良い。
- ・ 組織については、全部会を一举に整えるのではなく、地域で必要とされている分野から立ち上げていけば良い。
- ・ 明石市の地区社会福祉協議会の活動は、現在、ほぼ中学校区単位でつくられているが、小学校区単位の活動に移行し、専門部会の一つとして、連携していくことも可能ではないか。
- ・ 現在、取り組みを進めている地域福祉計画の策定は、中学校区を単位としており、小学校区を単位とする考えとは、齟齬がある。
- ・ 市民組織の名称について、現在、地域のコミュニティ推進組織の呼称としては、全部で8種類ある。ばらばらではなく、これらを統一することが望まれる。

Ⅳ 市民活動の支援について

<活動の場の整備>

- ・ 市民活動フリースペースの雰囲気づくりが必要。現状は制約が多く、例えば、交流サロンに、パソコンの持ち込みを認めるなど、利用しやすい環境づくりに努めて欲しい。
- ・ 引きこもりがちな高齢者にとっては、コミセンも遠い場所となっていることから、より身近な地元自治会集会施設で高齢者を対象にした事業を行っている。しかし、自治会集会施設は、暗幕や倉庫がないなど、設備面で不十分であり、事業内容を限定せざるを得なくなっている。既存の自治会集会施設の活用を図り、多彩な事業展開ができるようになることを期待する。
- ・ 行事の開催場所まで出てこられない人のために、これからは、市民活動団体が地域へ出向いて事業を行う「移動コミュニティ」の場が必要だと考える。そのために、地域のコミセンを市民公益活動の場として生かす方法を検討して欲しい。

<情報の共有>

- ・ 地域において情報共有を図ることが大切である。例えば、開催情報を知らなかったから、催しに参加できなかったということは不公平なことである。
- ・ ホームページを立ち上げている市民団体間で相互にリンクできる仕組みづくりが必要である。
- ・ 活動をマンネリ化させないため、団体間の交流の機会が欲しい。
- ・ 市民活動団体による協議会組織の運営や交流行事の開催が必要である。その内容は単なる連絡会ではなく、核となるテーマを設けて全体で問題解決に取り組むなど、循環性のあるものにしていくことが大切である。
- ・ 信頼関係を築くため、市民活動団体と行政が話し合える機会づくりが必要である。

<啓発と人材の把握>

- ・活動を展開するにあたり、高校生や大学生のボランティアを活用することが、将来に向けた普及、啓発、人材の確保に有効である。
- ・団体は、実際に戦力になるスタッフの確保に苦勞している。活動の企画意図を理解したうえでサポート活動に参加していただけるよう、ボランティア・スタッフの育成講座を開催して欲しい。

<活動に対する助成>

- ・活動機会創出のために助成制度は必要だが、助成金は結成間もない団体の育成に使われるべきである。市民活動団体は、いつまでも助成金に頼らず、自力で活動を展開する術を身につける必要がある。
- ・各団体のレベルやニーズにあった助成メニューを整備する必要がある。
- ・市の助成を受けて実践した団体の活動は、市民に対し、その成果を報告する責任がある。明石市民実践活動助成の成果報告会の開催にあたっては、助成を受けた団体が連携し、企画、運営にあたるのが望ましい。一方、行政には、一般市民や行政職員に対する報告会の開催PRに力を入れて欲しい。
- ・市民公益活動には有償の部分もある。全てをボランティアで行おうとすると無理がくるので、発想の転換を図ることが大切である。例えば、企業からの広告料収入、参加負担金の徴収など、活動資金を得るための工夫が必要である。

<活動機会の創出>

- ・市民活動団体と行政との協働機会の拡大を図るためには、先に、行政から市民活動団体に対して、一般市民のニーズにあったテーマを示したうえで、各団体からの具体的な企画提案を受けていくことが望ましい。団体側の企画意図が行政や市民ニーズに合致していなければ、いくら市民活動団体から企画提案をしても意味のないことである。市民ニーズについての情報は行政のほうが沢山持っているはずである。
- ・現状では、各団体が独自に活動している状況であり、今後、団体の協働による効果を求めるのであれば、団体間の仲介役を果たす組織が必要である。
- ・指定管理者制度などにより受託者となったNPOなどの市民活動団体は、これまで以上の自覚と責任が必要になってくる。

<市職員研修等の充実>

- ・兵庫県をはじめ他市では、行政職員がNPOへの理解を深めるための研修機会として、NPOが行政職員を受け入れて、活動体験をさせるプログラムがある。明石市において同様の研修を実施するのなら、パートナーシップを構築するためにも、市職員は、上から物を見にくるような態度ではなく、対等な立場で研修に参加して欲しい。

Ⅴ コミュニティ・センターのあり方について

<現状と課題>

- ・ コミセンのあり方については、過去からの議論が続くなかで現在の姿があるのだが、地域では欠かすことのできない定着した施設となっている。
- ・ コミセンにおけるサークル活動は充実しており、それは良いことだが、今後のコミセンのあり方として、地域活動の拠点としての機能も高めていくべきではないか。
- ・ コミセンに対する様々な議論があるが、現状ではサークル活動が活発に行われているのに対し、地域課題を話し合う場としての機能は不足している。これをどのように補完したら良いのかということを議論すべきである。
- ・ コミセンは、高齢者、親子など地域住民が集まり、交流できる場であり、さらに地域と行政の情報交換の場、各種行政(まちづくり)の協働、相談の場としていきたい。
- ・ 各種団体が会議室を使う、それ自体がコミュニティ活動になっており、役割は果たしている。それ以上の地域活動の活性化というのは、コミセンのあり方から無理がある。
- ・ コミセンには、集まれる場所があり、組織があり、人があるから、地域の問題を語り合い、行政と住民が協働して何かを変えていこう、理想に少しでも近づけていこうということはわかるが、現状の利用者の満足度からして、これは難しいことだと思う。
- ・ 今、なぜコミセン問題を再提起するかについては、これからのコミュニティづくりには、行政と地域住民との「協働」が不可欠であり、コミセンの活用もその実現への課題であるからである。
- ・ 財政状況の厳しい中、行政も地域も協働して、横断的かつ柔軟な工夫をしていく必要がある。
- ・ コミセンが、コミュニティ活動、住民自治の拠点施設となり得るかどうかというのが今回のテーマであるが、そのためには関係者の意識改革が必要であり、何かのきっかけが必要である。それがないと新たな展開を生み出すためのこ入れは難しい。

<地域活動の単位とその拠点>

- ・ 校区と自治会活動のエリアが必ずしも一致していない。小学校区を基本に進めるためには、柔軟な考え方が必要である。

<中学校区コミセンと小学校区コミセンの役割、機能分担>

- ・ 中コミセンと小コミセンは、施設規模、職員配置、地域などが違っており、現実的には並列ではない。役割を違い、明確化すべきではないか。
- ・ コミセンを拠点に地域活動をしていこうとする場合、その役割を持つコミセンが中コミセンなのか、小コミセンなのか不明確である。関係しているメンバーは同じであり、時間的にも無駄がある。

- ・小学校区は身近なまちづくりの対話の場である。そこで話されたものを持ち寄り中学校区で話合う。そうしたまちづくりのシステム構築を目指すべきで、コミセンが、その際の話し合いの場になれば良い。
- ・中コミセンと小コミセンの機能分担については、中コミセンは生涯学習活動に重点を置く、小コミセンは地域活動に重点を置くこととし、明確化を図るべきである。
- ・中コミセンと小コミセンは規模やエリアが違い、分けて議論していく必要がある。地域住民が集まって地域づくりを進めていくのが小コミセンであり、行政サービスを行うなら中コミセンだと思う。
- ・中コミセンと小コミセンの活動が、結果的には重複しているところがあるが、これは利用者にとっての選択の幅を広げていることになっており、良い面もある。
- ・コミセンにおける活動には、明確な目標・指標と評価のしくみが必要である。
- ・小コミセンは、地域で課題になっている高齢者、子育て支援など、福祉を育む地域ボランティア活動の場としても検討すべきでないか。
- ・週休2日制により、学校の義務教育の役割が相対的に狭くなってきている。この縮小された領域を地域でサポートする必要がある。その活動の場所としてコミセンが期待されている。
- ・中コミセンと小コミセンの機能を表すために、市民組織の名称とあわせて、コミセンそのものの名称も変更してはどうか。例えば、生涯学習の場となる中コミセンは「コミュニティ・カルチャー・センター」、まちづくりの場として新しいものを生み出していく小コミセンは、「コミュニティ・クリエーション・センター」としてはどうか。せつかく提言を出すのなら、市民に対して、これまでとは違う部分をアピールしていきたい。
- ・コミセンの名称変更には反対である。「カルチャー・センター」とは違う。これまでの取り組み経緯や現状を考えると、名称変更は地域に混乱を与えるのではないか。
- ・小コミセンは、これからはまちづくりの場として活用していくのだという設置目的を名称の中に入れたいと思う。大幅な変更ではなく、「〇〇校区まちづくりコミュニティ・センター」というのはどうか。
- ・コミセンの名称は大幅に変えても良いと思う。逆に、市民に「何で変わったの？」と思わせるほうが改革につながっていくのではないか。
- ・コミセンの名称に、それぞれの使用目的を入れて明確にしたほうが、目的にあった利用がされやすいのではないか。
- ・コミセンの名称変更については、これまでの30年にわたるコミュニティの歴史があり、コミセンとして定着していることから、地域に混乱をもたらすことが懸念される。また、コミュニティ推進組織の名称の統一も同様である。方向性を示すことは必要だが、地域でのコンセンサスが大事である。市においては、地域との意見交換を大切にしていかなければならない。

- ・小コミセンをまちづくり活動の拠点として充実させるといっても、それに必要な「ヒト・モノ・カネ」がなければ、実現できない。現状、小コミセンには、所長はいないし、住民が集えるサロン風のスペースもない。「ヒト・モノ・カネ」に関する具体的な充実プランがないと、この場の議論が空回りするだけである。
- ・提言の中では、「ヒト・モノ・カネ」に関係する予算にまで具体的には書けないが、市に対しては、この提言内容の実現に速やかにつなげていただくよう念を押す一文が必要である。
- ・小コミセンに行政サービス機能を付加することに関連して、各種の相談や窓口業務をこなしていくには、市職員や先生のOBではなく、現役の市職員の配置が望まれるところである。しかし、厳しい財政状況の中、28人もの現役の市職員を小コミセンに配置していくことが可能であるかと考えると疑問である。また、学校との関係を考えてとき、この提言が実現できる内容であるのかどうか、不安である。
- ・小コミセンは、空き教室を利用して設置されてきた経緯があり、小学校側の意見聴取が必要である。まずは、市内部において、教育委員会と調整し、その後、地域、学校、市の3者で協議するべきである。
- ・全市的にコミュニティ推進組織が新たなスタートを一斉に切るというわけにはいかない。始めに、モデル地区を数地区定めて、その実践の中で、問題を洗い出し、計画に反映させていくことも有効である。

<小学校区コミセンの整備>

- ・コミセンができて30年が経過した。時代に合う施設改善も必要である。とりわけ高齢者対応が急がれる。
- ・小コミセンをどのように活用し、育てていくか、地域の運営組織の工夫が大切である。
- ・コミセンを積極的な活動の場とするためには、それに見合った予算措置が必要である。現状は、維持管理費が中心の予算となっている。
- ・小コミセンの開館時間を午前9時～午後9時とする案が出されているが、これは、授業の時間帯と重なっており、子どもたちの教育を考えれば無理がある。
- ・コミセンの開館時間を午前9時～午後9時とすることについては、無理ということではなく、新たに開館する午前9時～午後3時までの時間帯に、何ができ得るのかという視点で、地域で議論することが必要である。この取り組みは、市内一斉に実施するのではなく、可能な地域から着手していけば良い。
- ・コミセンを午前9時から開館するとなると、地域住民にまぎれて不審者が侵入する恐れがある。子どもが被害者とな



る痛ましい事故が多発している背景もあり、子どもの安全確保が不可欠である。

- ・子どもの安全については、監視カメラの設置も有効だが、より多くの地域住民の目で、確保することも有効であり、この時間帯に活発にコミセンが利用されれば、子どもの見守りにもつながる。
- ・新たなコミュニティ活動に取り組もうとする意思のある地域から、順次、小コミセンの開館時間を午前9時からとしていき、その実践例などを広く紹介していく。
- ・地域の各種団体の活動を全てコミセンで行う必要はない。地域には設備の整った自治会集会施設もあり、遠くのコミセンまで足を運ばなくても良い。何もかもコミセンという考えは、時代に逆行している。

＜コミセンサークル活動とスポーツクラブ21活動＞

- ・小コミセンのサークルとスポーツクラブ21との整合性(統合)を図る必要がある。
- ・スポーツクラブ21とサークルの関係は、地域によって違いがある。いずれにしても学校教育との連携の中で進めていく必要がある。
- ・コミセンサークルとスポーツクラブ21との関係、仕組みに対してのPRが少ない。
- ・コミセンの指導者の中には、月謝をとって指導しているケースがある。スポーツクラブ21では無償であり、この点が2つの活動を統一するために解決すべき大きな課題である。
- ・スポーツクラブ21は後発で、明石市においては、これがなくても地域でスポーツ活動を行ってきた。したがって、本来は、県の制度の運用できる幅を最大限利用して、これまでの市のやり方に組み込んでいくべきである。
- ・地域にはそれぞれの地域性があり、スポーツクラブ21を一つの形に収めるべきではない。
- ・教育委員会においては、コミセンにスポーツクラブ21が入ったことにより摩擦が生じていることは認識しており、内部的な検討をしている。しかし、地域性があり非常に難しい部分がある。教育委員会で考え方の方針を出し、それに従ってくれという強制的な方法ではうまくいかない。
- ・スポーツクラブ21とコミセンサークルは、指導者への謝金に違いがある。これが整理するにあたってネックになる。また、5年後に補助がなくなるが、市が続けて補助を出せるのかどうかの問題がある。運営組織側も自立していかなばならない。
- ・コミセン活動とスポーツクラブ21の活動の混乱は、時期がきたら収まってくる。行政は、引き続き、助成の面もしっかりとやる必要がある。
- ・コミセンサークルとスポーツクラブ21の関係整理について、必ずしも、市の施策と



県の施策が必ずしもタイミングがあっているわけではない。県に言われたからやる、という姿勢ではなく、利用できる県や市の助成制度は、地域が主体的になって、したたかに利用していくというスタンスが必要である。

<コミセン運営委員会の役割等>

- ・地域のまちづくり組織の代表者とコミセン運営に携わっている人が同一人物であることについて、現状を見てみると、この方々は、自治会運営で精一杯で、コミセンやスポーツクラブの活動にまで手が回らないように見える。このような状況を改善するため、関係者の意識改革を図っていく必要がある。
- ・主体的に運営管理ができる組織が必要である。
- ・コミセンの利用で、使いたいときにサークル活動等で使用しているため使えないとの声もあるが、コミセンを拠点にしたコミュニティ活動の輪は確かに広がっている。利用件数から評価すれば、全体としてすばらしい運営と言える。
- ・コミセンの運営は、地域それぞれに特性があり、一つのコミセンだけを手本とすることはできない。
- ・地域の住民が身近なところで対話でき、住民の普通の声を反映できる運営を行うことが大切である。
- ・地域の各種団体が集まったコミセン運営委員会が、実際に、横の連携の組織として活用できているのか疑問である。
- ・コミセンには歴史がある。建物が建った年代にも違いがあり、特に、インフラ関係にもものすごい差がある。運営の仕方が変わっていて当然である。
- ・運営委員会のあり方、選び方、連携、啓発、連絡窓口など、地域差はあるが、いいことは積極的に進めていけば良い。やらされるより、やりたい人が集まるのが一番良い方法である。
- ・コミセン運営に係る経理関係の開示が必要である。
- ・運営委員会には、地域の各種団体が集まっているが、地域の問題があまり話し合われていない。
- ・コミセンの運営は、まさに経営であり、スポーツクラブ21は、コミセン経営の中の一つの事業である。同様にサークル活動も一つの事業である。将来的に言えば、コミセンの経費、人材を行政から地域に委ねて、地域でコミセンを経営することも考えられる。さらに、コミセンの経営を通り越して、地域経営をする組織になることも期待される。
- ・地域全体を活動範囲にする組織を考える場合、次の3種類がある。
 - ① コミセン経営を目的としているが、十分に経営できていないパターン
 - ② コミセン経営を目的としており、十分に経営できているパターン
 - ③ コミセンを飛び越えて、地域全部をマネジメントしようとするパターン

コミセンを市民が経営しようとするなら、どのような手法があるのか議論していく必要がある。

- 各地域では、校区連合自治会長がコミセン運営委員長を務めていることが多い。また、地愛協、地同協など会議名称は異なっても顔ぶれは同じである。このような現象を生んだのは、行政の縦割りに原因があるのではないか。
- 各校区では、自治会の中にまちづくり委員会がある。この会議のテーマの一つが、コミセンを拠点にしたまちづくり活動であるが、コミセン運営委員会とまちづくり委員会の関係性を整理する必要がある。
- 小コミセン運営委員会とコミュニティ推進組織の「一元化」について、これらは、それぞれ違う役割を担っているのであり、「一元化」という表現は望ましくないのではないか。別物として、コミセン運営委員会はコミセン施設の運営、協働のまちづくり推進組織はコミュニティ推進組織として扱っていくべきである。
- コミュニティ推進組織の中に、コミセン運営部会があっても良い。大切なのは機能面での違いを明確にしておくこと。同じレベルで一元化してしまうと、コミュニティ推進組織で、スポーツクラブ21や施設利用について議論することになり、もともとの地域全体のまちづくりの議論が行われにくくなってしまう。
- 大きな枠組みとしてコミュニティ推進組織があり、その一部の機能として施設管理がある。コミ推の下に運営委員会がつく形もあれば、小さい小学校区で人材が限られており、そのようにいかないところもある。実態的には、一元化するが、機能面では違うことを読み違えないような表現に直せば良い。
- コミセン運営組織とコミュニティ推進組織が二本立てになっていることについても、地域ごとの経緯がある。一度に変えるのは難しい。
- コミセンは、基本的には活動をする場所であり、コミセン運営委員会は、その運営管理を行う組織である。また、コミ推は、地域コミュニティ全体を推進していく組織である。地域で合意が得られれば、この両方を一つの組織が行うことも可能であるし、建物の管理のみをコミセン所長の役割とする考え方もある。
- コミセン所長は、建物管理はできても、地域コミュニティ全体を推進していく役割を担うことはできない。地域のコミュニティ形成は、その地域に住まう者がでなければ進めていくことができない。そのような地域住民による組織が「コミ推」である。
- コミセンの管理と運営は別のものであり、それぞれ、コミセン所長と小学校コミセン運営委員長の役割である。

<生涯学習、コミセンサークルの活動>

- 生涯学習のプログラム中に、市民が、地域づくりについて学び、地域での実践につなげることができる仕組みをつくる必要がある。
- コミセンでサークル活動を行い、地域とのつながりを密接にすれば、地域に役立っていることになる。

- ・ コミセンはカルチャーセンターというイメージがあった。30年前から住民自治に取り組んだ当時の市長は先見の明があったと思うが、現状ではコミセンが住民にとっての楽しい学習の場となっている。それはそれで良いとの考え方もある。
- ・ コミセンのサークル活動は、コミュニティ活動の一部である。
- ・ 人間関係でサークルが分離しているケースもある。
- ・ コミセンを批判する人の多くは、コミセン活動に参加せず批判的に眺めているだけの人が非常に多い。なぜ、自らコミセンサークルに入っていないのか。固定化したサークルや入りにくいサークルなど問題もあるが、大いに活用されたら良いと思う。
- ・ いくつものサークルを兼ねて利用しているケースが見受けられる。
- ・ 利用者が特定されている。
- ・ 利用者はコミセンに満足していると聞かすが、利用していない人の声が出てきていない。

<コミセン施設利用のルール>

- ・ 地域にコミセン情報を積極的に提供し、コミセンが住民に公平に利用される施設となるよう努める必要がある。
- ・ コミセンは、サークル活動を中心とした学習、生きがいの場としての役割は果たしているが、コミュニティ活動などの会議の場としては、団体が使いたいときに部屋が空いていない状況にあることが多い。
- ・ コミセン料金については、絶対に料金を取るべき。利用料の設定がないのなら、設定すればよい。
- ・ コミセンの利用料は、条例で減免しているのであって、無料というわけではない。料金設定のない場所もあり、難しい面がある。
- ・ 武蔵野市では学校が終わったら、子どもたちはみんなコミセンに行っている。これは、コミセンの使用料を取らないことによるところが大きい。料金を取ることの議論になるのは、コミセンをレンタルルームとしてとらえているからである。料金設定をせずに、自由な発想でいろんなことができるフリースペースとしての活用を考えれば、利用者や活動の更新につながっていくのではないか。
- ・ 料金を取らずに活発化を図れるのであれば、それは大賛成。しかし、現状、使用料を巡っての不公平を訴える声が上がっているのは確かである。
- ・ 料金の問題はこの場ですぐに結論の出る話ではないので、今後の検討課題の一つとすべき。
- ・ コミセンは市民の共有資産であり、みんなが公平に使えるのが本来の姿である。スポーツクラブ21では会費が必要で、コミセン登録サークルからは、費用を取らないのはおかしい。受益者負担を公平に行うべき。播磨町でもコミセン利用料を徴収することになったようである。コミセン利用料についても検討が必要である。

<コミセン所長の役割と職員の選任等>

- ・小コミセンにおいて、地域活動を展開しようとするならば、住民と共に取り組める正規職員の所長を配置すべきである。(人件費等の問題もあるが、地域の運営能力を高めることも必要である。)
- ・コミセンは、情報の発信基地でなければならない。各コミセンのホームページの立ち上げが望まれる。そのための人材育成等を検討していく必要がある。
- ・中コミセンには、地域イントラネット整備でパソコンが配備されているが、使いきれぬ方法を見出せない状態である。所長や職員のスキルアップだけでなく、むしろ住民のスキルアップによって、パソコンの活用が成り立つようになることが望まれる。
- ・所長は多忙ということであるが、これは、その役割が地域活動に伴う業務や事務に及んでいるためではないか。
- ・所長がどのような方法で選ばれているのかわからない。その働きは、人によって違うという意見がある。行政経験者の方なら非常に良くやっていただけるという声もある。
- ・今後、小学校区コミセンが、まちづくり面での取り組みを強化していくのであれば、小学校区コミセンは「所長」ではなく、「事務長」のような名称の方が良いのではないか。
- ・地域のまちづくりは、地域住民が選んだ方をリーダーとして進めていくべきだが、地域住民は、まちづくり会議の中で、議事録や資料の作成が苦手である。そのような役割を担う事務系の職員が必要なので、改めて「事務長」の配置を提案したい。
- ・コミセン職員のあり方を明確にし、職員に対する研修を実施していく必要がある。

<コミセンの所管>

- ・長い歴史の中で、コミセンでサークル・クラブ活動が中心に行われてきたのは、担当部局が教育委員会であったが故のことである。
- ・市長部局がコミセン運営に関わることは良いことであるが、生涯学習の部分で教育委員会との関わりは残る。現状(教育委員会所管)でも、十分な運営ができているが、自由で、教育という縛りのない市長部局へ移管することが一段階上を目指すことになるのではないか。
- ・市長部局にコミセン管理を移管するというのであれば、どういうビジョンで生涯学習を行うのか検討しなければならない。そのためには、所長、職員、市民の意識改革が必要である。また、講師、指導者の意識改革も必要である。
- ・財政状況も含めて、住民自治も含めて、地域で運営を考えるのであれば、教育だけでなく、子育てや福祉など、あらゆる分野が活動し得るようにならねばならない。それを一方的に住民にしてくださいという形でなく、行政サービスの形も変えていく中で、お互いに歩み寄っていくことが必要である。そうすることが、活動拠点のあり方を広げていくことになる。

- ・ 現実的に、行政サービスの機能を付加していく必要があるのか。あるならば教育委員会の役割を踏まえたうえで、市長部局でどのように管理していくかという課題がある。
- ・ 生涯学習の部分では教育系、まちづくりの推進については自治会系のメンバーが主体になって議論されるべきである。
- ・ コミセン活動とスポーツクラブ21が輻輳している現状においては、市長部局の所管とすることによる効果がすぐには表れにくいと感じる。まずは、教育委員会における窓口の一本化を図り、この輻輳を整理することが第一段階である。その上で、生涯学習の部分とまちづくりの部分をどう融合していくかの視点で行政の窓口を整理する必要がある。もう少し時間がかかりそうである。
- ・ 将来的にコミセンを市長部局に持っていくことを考えたとき、教育の部分を考えておく必要がある。生涯学習は生涯実践を伴ってこそ、意義がある。生涯学習は、大人を対象とした教育であり、教育部門から切り離して、市長部局でコミュニティの実践活動を進める講座をやっていけばよい。今の高齢者は、昔の高齢者と比べて若い。高齢者大学の現状を見ても、学習目的や内容が自分の望むものと異なれば、1年で辞めてほかへ行っている。かつてのような単なる仲間づくりではなく、目的意識を持って学ぼうとする人が増えている。これからは、このような教育の蓄積の結果で、コミュニティが形成されていくのだと思う。

<その他の関連意見>

- ・ 地域には小コミセン、中コミセンのほかに、自治集会施設がある。逆に自治集会施設ではサークル活動の利用が少ない。
- ・ 活性化をめざす場合、更新していくという視点が必要になる。運営委員会のメンバー、役員、任命する人などの更新。また、コミセンでのサークル活動は自立するまでの支援とするということもあわせて検討しておく必要がある。
- ・ あかねが丘学園を例にとっても、学んだことを地域に還元しなさいということで、4年制が3年制になって、地域還元しにくい文芸、陶芸学科がなくなった。教育委員会の方針ということであるが、利用する高齢者が喜ぶような在学年数、学科とすべきである。
- ・ 高齢者大学のあり方の議論は、カリキュラムの方針、地域活動との連携を主題に進めるべきある。
- ・ この場における議論の内容は、できるだけ公表し、市民からの意見を募るべきである。
- ・ 地域を経営するときに必要な人、物、金、情報のうち、この提言には、財源的なことが触れられていない。
- ・ 地域における活動財源の確保のためには、市の助成制度の見直し、効率的な活用方法を検討する必要がある。
- ・ 補助金をもらうために、新たに組織を立ち上げるケースが見受けられる。適切な審

査項目を設けて、チェックする機能が必要である。

- ・ 自立した地域経営のためには、各種の約束事が地域で必要になるが、制度や規約を自分たちで決める権限を各地域が持つことができるのか、それとも、制度的なものは、全市的会議において決めることとするのか、明確に示す必要がある。
- ・ 本市には、これまでの取り組みの中で、市民と市の出資により設立された(財)明石コミュニティ創造協会がある。創造協会の役割についても触れておく必要がある。
- ・ 大きな変革に向けての議論が進められているが、実践の場となる地域の中で、十分にもまれていない。市民の参画と協働というのなら、早い段階から、地域の中で、その考えをまとめていくことが必要だ。



<提言書(案)全体について>

- ・ この提言どおりに事を運んだときに、結果として、もたらされる利点、良い点も、提言書の中に書く必要がある。
- ・ どの項目においても、全市的に共通して実施できる具体的施策を可能な限り、盛り込んでいくべきである。
- ・ 提言後、この検討会議を発展的に解散し、また、何らかの新しい形で、市民とのコミュニケーションを図りながら、現実の制度などをつくっていただきたい。
- ・ 市には、この提言を出発点にし、更に、市民とのコミュニケーションを図っていただきたい。

提言（案）に対するパブリックコメント一覧

協働のまちづくり推進検討会議において、提言（案）に対するパブリックコメントをしたところ、10人の市民から57項目にわたる意見が寄せられました。その概要とそれに対する検討会議の考え方を下記の一覧表で示します。

No.	項目	意見の概要	検討会議の考え方
1	I 協働の基本理念 1 協働の背景 (1) 多様化する市民ニーズ	行政は多様な要望に対して画一的なサービスだけではないのはもちろんのこと、あらゆる分野において、きめ細かくて迅速な対応で市民サービスの積極的向上に努めるべきです。	基本理念に「地域の個性を生かす」ことを記述しており、画一的なまちづくりではなく、個別化する地域課題や多様化する市民のニーズに対応するまちづくりを市民と市の協働で築いていくことを提言しています。
2	I 協働の基本理念 1 協働の背景 (2) 超高齢社会の到来	団塊の世代が退職を迎える時期がまもなく到来するが、一概に、この世代の人たちが、地域へ回帰し、新たな人材となって地域活動をするとは思われない。	本提言においては、この世代の人々をまちづくりを担う人材として生かしていくことも、今後の課題の一つとして位置づけています。
3	I 協働の基本理念 1 協働の背景 (4) 地域資源を生かした地域経営の時代	地域の資源や特性、人材を効率よく生かした地域経営の手法が必要とありますが、潜在している人材の発掘が必要です。まちづくりには、有能な人材を見出す手立を考えることも不可欠です。そして、年齢・性別のバランスの取れた市民力が必要です。	ご意見のとおり、地域経営を行うためには、人材の発掘が大切です。本提言では、人材を把握するとともに、その能力や技術を生かすための人材登録システムについて提案しています。そして、このシステム等の活用により、多くの市民参加を促し、市民力の向上につなげたいと考えています。
4	I 協働の基本理念 2 定義 (3) 協働	協働のことばは、いつごろ、どこで生まれたことばですか。市民にはわかりにくいことばです。	協働は、画一化された概念ではなく、それぞれの地域コミュニティの実情を踏まえ、その地域に合ったルール、仕組み等を検討する中で、築きあげられるものです。市民と市が、共に考え、力を出し合いながら、実践していく中で、このことばの持つ意味が理解されることを期待して提言しています。
5	I 協働の基本理念 2 定義 (4) 市民活動	自治会活動を進めていくなかで、社会貢献を目的の全面には打ち出しては無いと思います。市民活動の原点は、市民一人ひとりが住んでいるまちを住みよいまちにするための活動をいうのであって、NPO、ボランティアの別はないと思います。	住みよいまちにしたいという活動目的は自治会も市民活動団体も共通ですが、組織の成り立ちの特徴から、自治会等を地縁型、NPOやボランティアを分野型と区分しているものです。
6	I 協働の基本理念 2 定義 (5) 公共サービス	自助・公助・共助という記述は不適切です。公共サービスを定義するより、行政サービスを定義するのが適切と考えます。行政の活動には、奉仕の精神を盛り込んでください。	これまでは行政主導で行われてきた公共サービスですが、これからのまちづくりにおいては、行政サービスとあわせて、市民相互の助け合い活動を行うことが大切です。この2つによって提供されるサービスが公共サービスの概念であり、重要なことと考えています。

No.	項目	意見の概要	検討会議の考え方
7	I 協働の基本理念 2 定義 (6) 地域経営	<p>市民は日常生活を営んでいく中で、地域の目標は持ち合わせていないように思われます。一市民として、どのように関わればいいのでしょうか。また、地域リーダーの資質によって、格差が生じ、不公平になるのではと考えます。</p>	<p>市民として望まれる関わり方は、日常生活などで感じられている身近な課題に対し、その解決に向け、主体的に取り組むことと考えます。また、地域リーダーの役割も重要であり、その役割を担える人材の養成に取り組むことが必要と考えます。</p>
8	II 市民及び市の共通目的並びに役割分担 2 市民の役割 (1) 個人の役割	<p>全ての市民が市政やまちづくりに関心を持っているわけではありません。参加、協力していくのではなく、個人の参加・協力を促す表現が好ましいと思います。</p>	<p>本提言では、一人ひとりの市民の役割を含め、その方向を明確に示すものです。</p>
9	II 市民及び市の共通目的並びに役割分担 3 市の役割 (2) 情報の提供、公開	<p>情報の提供や公開はもちろんですが、市民が容易に情報提供を受けることができるようにすることが急務です。</p>	<p>本提言では、市の役割として、積極的な情報の公開や提供に努めなければならないとしています。その具体的な推進方法として、「小学校区コミセンにおける行政情報の提供」、「出前講座」や「タウン・ミーティング」などの実施をあげています。</p>
10	III 協働のあり方と推進方法 1 協働の原則 (2) 自主性の尊重と主体性の発揮	<p>市民と市が、相互の自主性や主体性を発揮するとは、どういう関係を言うのでしょうか。</p>	<p>市民と市は、互いの活動を尊重し、認め合い、互いが、地域のまちづくり課題を自らの課題として、解決に向け、取り組んでいくことを言います。</p>
11	III 協働のあり方と推進方法 1 協働の原則 (3) 相互理解	<p>市民と市は、相互の情報交換や対話・理解・信頼関係を、どのような機会を捉えて築いていくのでしょうか。</p>	<p>「タウン・ミーティング」「出前講座」や日常の業務の中での対話など、あらゆる実践の機会を通じて、築いていくものと考えています。</p>
12	III 協働のあり方と推進方法 1 協働の原則 (4) 対等の関係	<p>市民と市の関係において、市が果たすべき役割があるはずなのに、対等をあえて明記する必要があるのでしょうか。</p>	<p>市民と市には、それぞれの立場や役割に違いはありますが、協働のまちづくりを進めるうえでは、上下の関係ではなく、横の関係であることをお互いに常に意識し、自由な意思に基づいて課題解決にあたるのが大切です。協働の原則の一つとして重要と考えています。</p>
13	III 協働のあり方と推進方法 1 協働の原則 (5) 補完の関係	<p>市民は市に対して、あらゆるサービスを求めますが、これを補完の関係と表現するのですか。</p>	<p>これまでの公共サービスの多くは市に委ねられてきました。しかし、これからは、市民と市が共に力を合わせて創り、育てていくという考え方が重要となります。日常生活や身の回りで発生する問題は、まず個人や家庭で解決を図り、それでもできない場合は地域で、それでもできない場合は市がするという考え方を協働を考える上での補完の関係としています。</p>

No.	項目	意見の概要	検討会議の考え方
14	Ⅲ協働のあり方と推進方法 2 協働の推進方法 (1) 市民の市政への参加 3. 市民組織のあり方 (2) まちづくり組織	<p>過去30年間のコミセンや自治会が十分に機能していないのは、大多数の市民が参加しておらず、一部の人たちによる長期独占や趣味化した結果によるところが大きいと思われます。最大の問題は多くの離反している市民に対し、いかにして地域活動に参加することを促していくかです。提言案のように、組織の名称を変更しても、経費の無駄使いになるだけでなく、行政組織の肥大化につながり、ますます市民の活力を阻害してしまいます。</p> <p>市民が知恵と汗を出さなければ自分たちの快適な生活は得られない時代です。回り道のようにも、時間がかかっても、地道に、市民が市民活動に参加する方策が議論されなければならないと考えます。</p>	<p>コミセン本来の目的が達成できるよう、特に小学校区コミセンのまちづくり機能を充実し、自治会を始めとする市民活動を促進する提言をしています。この提言は、一つの方向性を示すものであり、具体的な協働の実践にあたっては、市民参加のもと、地道な取り組みが求められるものと考えています。</p>
15	Ⅲ協働のあり方と推進方法 2 協働の推進方法 (1) 市民の市政への参加	<p>市民が市のマネジメントサイクルに参加する場合の公募や公開の際には、資質の高い人材を求めることが不可欠です。旧態依然の人集めとして、組織の代表者を選出するようなことから脱却することが必要と考えます。</p>	<p>市民参加を求める場合には、そのテーマに関する知識等を兼ね備えた人、実践活動に取り組んでいる人、一般的な市民感覚を持ちあわせている人など、幅広い市民の参加が得られるよう努めることが必要と考えています。</p>
16	Ⅲ協働のあり方と推進方法 2 協働の推進方法 (4) 「タウンミーティング」「出前講座」の実施	<p>タウンミーティングは、住民の声を届けるまたとない機会です。開催にあたっては、中学校区のような広範囲ではなく、小学校区程度の規模で開催すれば、意見交換がスムーズに行えると思います。開催回数も増やしてください。</p>	<p>意見交換のテーマにもよりますが、小学校区を原則にした方がより実りある開催につながるものと考えます。</p>
17	Ⅲ協働のあり方と推進方法 2 協働の推進方法 (6) 事業の委託と指定管理者制度の活用	<p>NPO団体の組織には様々な形態があるので、事業委託するには、活動内容や組織力の吟味が必要と思います。</p>	<p>NPOなどの市民活動団体への事業委託に際しては、活動内容や専門性、事業遂行能力の観点から検討していく必要があります。</p> <p>一方、市民活動団体は、事業内容の公開や組織力を高めることに努める必要があることも提言しています。</p>
18	Ⅲ協働のあり方と推進方法 2 協働の推進方法 (7) 市民活動への支援	<p>市は、市民活動に対し、場の提供や事業費用の助成及び支援を行うとありますが、継続支援ができないのであれば、将来を見越した適切な支援方法が必要と思います。</p>	<p>市は、公益活動に取り組む市民活動団体を支え、育成する立場から、これらの団体を側面的に支援することが必要です。しかし、市民活動団体のあるべき姿としては、自主・自立した組織として運営することです。市民活動団体が、市の支援のみに頼らなくても運営できるよう、社会全体で応援していくことが大切だと考えます。</p>

No.	項目	意見の概要	検討会議の考え方
19	Ⅲ協働のあり方と推進方法 2 協働の推進方法 (8) 人材の把握と登録	<p>市は、まちづくりを担う人材の育成に努めるとともに、様々な能力、技術等を持った人材を把握し、登録するシステムを設ける。市民は、「積極的に登録に努める」とありますが、把握に変わる適切な表現はないのですか。市民は積極的に登録に努めなければならないのですか。</p>	<p>市は、まちづくりを担う人材の育成に取り組み、育った人材が登録してもらえようシステムを設ける必要があります。市民は、自分の持っている技術や能力を登録することによって、相互にまちづくりの資源として活用することができます。協働の推進には、市民と市がともに協力、連携して、自発的にできることから始めていくことが大切だと考えます。</p>
20	Ⅲ協働のあり方と推進方法 3 市民組織のあり方 (2) まちづくり組織	<p>「市民組織のあり方」については、これでは、組織を再編成するだけで、協働事業の推進にはならないと思います。現在、価値観の多様化に伴い、NPOや各種の市民グループが新しいニーズに対応したまちづくり活動をされています。これからの地域の事業には、これらの市民グループによる活動を積極的に生かすことが必要だと思います。</p>	<p>NPOや各種市民グループは、特定の分野において、より専門的な取り組みを展開しており、様々な形で地域活動に貢献しています。これら分野型の市民活動グループの自立を促すとともに、地域の「協働のまちづくり推進組織」に参加できるような環境づくりに、取り組んでいく必要があると考えています。</p>
21	Ⅲ協働のあり方と推進方法 3 市民組織のあり方 (2) まちづくり組織	<p>提言内容を具体化するために、次のようにまちづくり活動のグループを分類し、果たすべき役割を整理する必要があります。</p> <p>(1) 従来の自治会 提言書趣旨に沿い、手の届く具体的なステップアップ目標の設定が大切。</p> <p>(2) (仮称) 協働のまちづくり推進組織 自発的に参加する市民による組織。自治会とは別の組織で、構成員もできるだけダブらないようにする。構成は、(1)～(4)の4グループから参加されるようにする。役割は、検討会議で検討された内容を具体的に整理するものとするが、協働のまちづくりを推進するためのコーディネート機能、あるいは各構成組織への支援機能としての役割が主となる。</p> <p>(3) (仮称) 地域資源利用型事業者 地域の資源を利用している産業の事業者や団体を位置づける。</p> <p>(4) 公的セクター 市および外郭団体、小中学校、PTA、高等学校、専門学校、大学、病院、福祉関係施設などの公益事業者、NPOや各種のクラブなどを位置づける。</p> <p>協働のまちづくりを進めるには、上記の4グループがテーマごとに集まり、これらのあり方を実践的に、試行錯誤して検討することが重要です。そこから、まちづくりの活力や新しい発想と人材が生まれてくるのではないのですか。</p>	<p>本提言と同じ方向性でご意見をいただいているものと考えますが、(2)で構成する「(仮称) 協働のまちづくり組織」の実現について考えたとき、地域に新たな組織を立ち上げることは、これまでの取り組み経緯がある中、地域合意を得るには難しく、実現には、かなりの期間を要するものと考えます。むしろ、各校区には、自治会や高年クラブ、子ども会などの各種団体で構成するコミュニティ推進組織が、既に存在していることから、協働のまちづくり推進にあたっての第一歩として、改めて、この組織内の横の連携を強化し、地域課題に対して地域が一丸となって取り組むことから始めるほうが、現実的であると考えます。</p>

No.	項目	意見の概要	検討会議の考え方
22	III協働のあり方と推進方法 3 市民組織のあり方 (2) まちづくり組織	各種団体によって連携を図れているはずのコミュニティ組織でさえも小学校区全体をネットできていないのが現状です。全小学校区が同一の条件で全市民をネットできる組織づくりをする必要があると思います。	全小学校区において全市民をネットできる組織づくりは理想であり、本提言において、その原則を示しています。しかしながら、地域ごとにこれまでの取り組み経緯が異なり、全市同一条件での組織づくりは難しいため、各地域において、これまで築いてきた組織を大切に、実情に応じた、小学校区単位の組織を築くことが望ましいと考えています。
23	III協働のあり方と推進方法 3 市民組織のあり方 (3) 協働のまちづくり推進組織 ①部会の設置	部会の設置の目的には地域リーダーの負担の軽減が含まれているのですか。現在の地域におけるあらゆる組織を整備するのは、困難ではないでしょうか。核となる組織や人には変化がないと思います。	本提言では、主に、地域に既にある組織を部会とみなしていくことが適切であるとしています。地域の課題解決を図るため、全てに組織のリーダーがあたるのではなく、課題ごとに部会が担当することによってリーダーの負担が軽減されると考えています。
24	III協働のあり方と推進方法 3 市民組織のあり方 (3) 協働のまちづくり推進組織 ②地域の横断的連携	地域組織と市との連携は不可欠です。地域の自発的な取り組みでは無理があります。	地域課題の解決にあたっては、地域の自発的な取り組みが必要です。しかし、地域の単独組織だけでは解決できないものも多くあることから、地域の各種組織の横断的連携や市との連携が必要と考えます。
25	III協働のあり方と推進方法 3 市民組織のあり方 (5) (財)明石コミュニティ創造協会の役割	(5)の(財)明石コミュニティ創造協会の今後の展開ですが、同協会の特性を生かした、きめ細かい活動が展開されており、そのことが反映される表現が望ましいと考えます。	同協会の特性を踏まえ、そのことが反映された表現に改めます。
26	IV市民活動への支援について 1 現状と課題	市民にとって、NPOなどの団体には、どのような団体があり、どのような活動をしているかがわからず、不透明感があります。ここで言っている「公共サービスの担い手として期待されています。」との表現は不適切だと思います。	市民の価値観や市民ニーズの多様化にあわせて、NPOなどテーマごとに組織された市民活動団体が、自発的、主体的に地域課題に取り組む活動を展開されています。これらの市民活動団体が、地域課題の解決に向けて、地域や市と連携して活動し、新たなパートナーとなることを期待しています。
27	IV市民活動への支援について	活動中の事故に対する対応について、考え方を明記して欲しいと思います。活動中の事故については、例えば、スポーツクラブ21活動であれば、スポーツ保険で補償される。しかしながら、これに該当しない活動や地域活動の代表者や指導者が賠償責任を問われるような事故も考えられます。安心して指導できるよう、これらの環境面の整備について検討していただきたいと思います。	市民の公益活動中の事故に備え、市が「コミュニティ活動災害保障保険」に加入していますので、この保険制度を活用することにより、市民活動の促進につながるものと考えます。
28	Vコミュニティ・センターのあり方 1 現状と課題 (2) スポーツクラブ21	小学校区コミセンにおけるコミセンサークル活動とスポーツクラブ21の運営が課題であるといっていますが、設立当初から運営方式が異なる組織を設置したのが問題です。市民は望んでいませんでした。	今後のあり方について、現状を考慮し、原則的な方向を示しました。

No.	項目	意見の概要	検討会議の考え方
29	Vコミュニティ・センターのあり方 1 現状と課題 (3) 超高齢社会の到来	<p>超高齢社会の到来により、コミセンのあり方を考えていく必要があると言っていますが、コミセンのあり方について理解しにくいので、わかりやすい表現にかえてください。</p>	<p>団塊世代の地域回帰にあわせ、この世代の地域での受け皿づくりとしても、人材活用の視点から、コミセンの活用を考える必要があると考えています。</p>
30	Vコミュニティ・センターのあり方 2 地域活動の単位とその拠点 (2) 地域活動の拠点	<p>地域活動の単位を小学校区にすることはいいのですが、小学校舎内に設置しているコミセンを活用するのが効率的であると考えるのは疑問です。小学校舎内に設置されていないコミセンは好ましいと思います。</p>	<p>市内の小学校区全てにコミセンが設置されており、その活用を図ることが、実態に即した効率的な事業推進につながると考えています。</p>
31	Vコミュニティ・センターのあり方 3 中学校区コミセンと小学校区コミセンの役割、機能分担	<p>中学校区コミセンと小学校区コミセンを並列の関係と位置づけるならば、規模の大小はありますが、同等の機能を備えるべきだと思います。</p>	<p>中学校区コミセンと小学校区コミセンは、上下の関係ではなく、並列の関係にあります。それぞれが担う役割、機能には違いがあります。本提言では、その違いを明らかにし、それぞれが特色ある施設として活用されることをめざしていきます。</p>
37	Vコミュニティ・センターのあり方 3 中学校区コミセンと小学校区コミセンの役割、機能分担 (2) 小学校区コミセンの役割	<p>小学校区コミセンを行政サービスの場として、市情報の提供、各種相談の窓口、地域団体との連携という機能ではなく、市民のために、市民センターやサービスコーナーの機能を持たせて利便性を向上させて欲しい。</p>	<p>行政サービスの場としては、市情報の提供や各種相談の窓口としての機能を提言していますが、今後、どのような機能の付加が可能であるか、実験的な取り組みのなかで、市と地域で検証していく必要があると考えております。</p>
38	Vコミュニティ・センターのあり方 3 中学校区コミセンと小学校区コミセンの役割、機能分担 (3) 小学校区コミセンの管理と運営	<p>小学校校舎内に設置されている小学校区コミセンにおいて、学校教育に支障のない範囲、学校と連携し活用するとありますが、学校機能とコミセンの機能に違いがあり、連携には無理があります。</p>	<p>学校と地域の連携は、今後のまちづくりにおいて不可欠なことと考えます。施設の活用にあたっては、学校ごとに状況が違うため、学校の理解が必要と考えます。</p>
39	Vコミュニティ・センターのあり方 3 中学校区コミセンと小学校区コミセンの役割、機能分担 (2) 小学校区コミセンの役割	<p>小学校区コミセンは従来設置されおらず、スポーツクラブ21が設置されたところは、特に機能していませんでした。設置されている場所・位置についても効果的なまちづくりのための場というには疑問です。</p>	<p>市内には、既に全小学校区にコミセンが設置されています。この施設をまちづくり活動の場として活用することが実態に即しており、効果的であると考えます。提言では、この考えを前提にして、めざすべき方向性を述べています。</p>
40	Vコミュニティ・センターのあり方 4 小学校区コミセンの整備 (1) 整備、充実	<p>地域で合意が得られたところから、小学校区コミセンの設備や人員の充実を図るとありますが、具体的な推進方向を示して欲しい。</p>	<p>小学校区コミセンの施設や人員配置面での整備については、関係者の合意が得られた地域から年次的に整備を図っていくことが適切と考えます。</p>
41	Vコミュニティ・センターのあり方 4 小学校区コミセンの整備 (1) 整備、充実	<p>小学校舎内のコミセン、さらには、スポーツクラブ21のクラブハウスを流用した小学校区コミセンでは、施設として疑問があります。 また、小学校区コミセンを整備をするならば、市内一斉に行って欲しいと思います。</p>	<p>市内には、全小学校区にコミセンが設置されており、この施設を活用することが実態に即しており、効率的です。小学校区コミセンの整備については、児童の安全確保の問題や学校授業との兼ね合いなど、地域と学校において、合意が得られたところから年次的に整備を図っていくことが適切と考えています。</p>

No.	項目	意見の概要	検討会議の考え方
42	Vコミュニティ・センターのあり方 4 小学校区コミセンの整備 (2) 開館時刻	<p>中学校区コミュニティ・センターについて月曜日も開館することを提案したい。現実には、学生は月曜日に登校しており、放課後には、クラブ活動等を行っている。月曜開館とすることで、本来のコミセン活動の充実に加え、防犯上の効果も期待したい。</p> <p>また、小学校区コミュニティ・センターの開館時間も同様に変更することが望ましい。</p>	<p>月曜開館とすることで、より多くの大人が目で、児童、生徒の安全を守るという点で、防犯上の効果が期待されます。しかし、月曜日を開館するにあたっての体制整備、開館時間帯の効率的な利用方法など、検討しなければならない事項が多くあります。</p> <p>現在、小学校区コミセンの開館時間を拡大し、スクールガードの拠点とするなど、コミセンを拠点とした実験的なまちづくり活動が行われているところであり、これらの実験的な取り組み結果を見た上で、検討すべき内容と考えます。</p>
43	Vコミュニティ・センターのあり方 4 小学校区コミセンの整備 (2) 開館時刻	<p>小学校区コミセンの開館時刻を中学校区コミセンと時間のみ同様とするのではなく、運営方法も同等とすべきです。校舎内にあるからということで制約を受けないように工夫して開放してください。</p>	<p>本提言では、小学校区コミセンと中学校区コミセンの役割、目的の違いを明確に示しているところであり、運営方法については、その目的等を達成できるよう工夫していくことが重要であると考えています。</p>
44	Vコミュニティ・センターのあり方 4 小学校区コミセンの整備 (3) 学校施設の有効活用	<p>児童数の減少による空き教室を利用する方法は疑問です。さらに、子どもの安全確保につなげるのは目的外の開放と思います。学校施設の活用目的が、市と市民が共通でないと効果は期待できないと思います。</p>	<p>コミセンの活用にあたっては、学校教育の尊重と子どもの安全確保が大切です。</p> <p>まちづくり活動の場としてコミセンを活用することは、住民が、学校を地域の大切な施設として理解するとともに、多くの大人が目で子どもたちを守る活動にもつながっていくものと期待されます。</p> <p>実施にあたっては、住民、学校との連携協力が必要で、合意が得られところから行っていくことが重要と考えます。</p>
45	Vコミュニティ・センターのあり方 5 コミセンサークル活動とスポーツクラブ21活動 (1) 現状と課題	<p>スポーツクラブ21のシステムについて、会員を1校に縛り付けないシステムにすることを提案します。</p> <p>会費を払えばどこの小学校区でも参加できるのが理想ですが、例えば、明石小、大観小、中崎小など、比較的近くて、人数の少ない小学校については、次に示す案の実施について、ご検討いただきたいと思います。</p> <p>(1) 同じ種目であれば、1校の会費で2校までなら参加可能とすること。</p> <p>(2) 同種目なら、2校で活動する場合、会費を1校70%程度にするなどの優遇措置をとること。</p> <p>(3) 1回200円程度で、飛び入り参加できるようにすること。(現在は可能な学校と不可能な学校が存在しており、納得できない。)</p> <p>(4) 会員の少ない学校をグループ化すること。</p> <p>また、保険はどこかの1校において加入すれば、それで済むように合理的にして欲しいと思います。</p>	<p>現状では、各校区ごとに、会費を財源とした自主運営をしていますので、複数の校区で活動を希望する会員は、重複して、会費を納める必要があります。今後は、このような会員の負担を軽減するため、各クラブ間でどのような連携が可能か検討する必要があると考えます。</p>

No.	項目	意見の概要	検討会議の考え方
46	Vコミュニティ・センターのあり方 5 コミセンサークル活動とスポーツクラブ21活動 (1) 現状と課題	<p>スポーツクラブ21の指導者について、有能な指導者を求め、それなりの報酬を払うことを提案します。</p> <p>特に、子どもに教える種目については、有能な指導者が必要不可欠です。しかし、会費だけでは、優秀な指導者を集めることはできません。会費以外に、ある程度の費用負担（月額1,000円～3,000円程度）は構わないので、優秀な指導者の確保に妥協しないでください。</p>	<p>スポーツクラブ21は自主運営であり、裁量的事項は自由ですが、報酬を払い、資格を持った指導者を招くことは、財政面で運営が厳しくなる事態もあり得ます。十分な検討をしていくことが必要と考えます。</p>
47	Vコミュニティ・センターのあり方 5 コミセンサークル活動とスポーツクラブ21活動 (1) 現状と課題	<p>コミセンについては、子どもと年配の方が多く利用しているようなイメージがあります。コミセンで行っている事業は年配の方向けのものが多く、30代、40代の人の興味を引く文化活動があれば良いと思います。</p> <p>コミセン活動とスポーツクラブ21を一緒にすることには賛成です。小学校でもスポーツだけでなく、絵画や音楽等、大人も子どもも学び、楽しめることは良いことです。</p>	<p>コミセンの事業運営は、コミセン運営委員会に委ねられていますが、運営委員会には、地域の特性や住民のニーズに応じた運営が求められるものと考えます。</p>
48	Vコミュニティ・センターのあり方 5 コミセンサークル活動とスポーツクラブ21活動 (1) 現状と課題	<p>スポーツクラブの運営上の問題は、非常に多くあり、県が提唱する趣旨とは、大きなギャップがあります。</p> <p>特に、今後、県の助成が切れた後に、継続して活動が行えるのか疑問です。</p> <p>より多くの住民が参加しやすいようにするには、スポーツクラブ21の規定の枠にはこだわらず、地域性を勘案する中で、地域独自の方法を見出さなければなりません。逆行になるかも知れないが、会費制よりも、受益者負担制にすることも一考です。</p>	<p>スポーツクラブ21のみならず、今後のまちづくりにおいては、地域の特性、人材などを効率よく生かした地域経営の考え方が必要となってきます。</p> <p>今後、スポーツクラブ21の運営については、各地域のスポーツクラブ21役員会で検討していく必要があると考えます。</p>
49	Vコミュニティ・センターのあり方 5 コミセンサークル活動とスポーツクラブ21活動 (1) 現状と課題	<p>各小学校区においてスポーツクラブ21が設置されましたが、以前の市の計画では、NPO法人化し、自主運営を目指していたのではないですか。</p>	<p>スポーツクラブ21は、自主運営をされており、当面は、各校区で自立した運営をめざすことが必要だと考えます。</p>
50	Vコミュニティ・センターのあり方 5 コミセンサークル活動とスポーツクラブ21活動 (2) 原則的な方向	<p>スポーツクラブ21の設立の際には、コミセン活動の一環という位置づけではなかったと思います。スポーツクラブ21をコミセン活動の一環とするならば、スポーツクラブ21に対する県の補助金でコミセン整備に充てたもので、利用者には、会費という名目の有料化に繋がったものと思います。</p>	<p>小学校区コミセンとスポーツクラブ21の関係については、これまで、各校区における理解が異なる状況になっています。現状を整理し、原則的な方向として提言しています。</p>

No.	項目	意見の概要	検討会議の考え方
51	Vコミュニティ・センターのあり方 6 コミセン運営委員会の役割等 (2) 小学校区コミセン運営委員会	小学校区には「小学校区コミセン運営委員会」と「コミュニティ推進組織」が存在しますが、提言書に記載されている記述のなかで、この2つの組織の位置づけが適切ではありません。また、協働のまちづくり推進検討会議が提言する範疇ではないと思います。	地域によって、これらの組織の形態や役割が異なりますが、地域内に同じ役割を担う組織が並存している場合は、かえって地域に混乱をもたらすことになります。役割を明確にし、円滑かつ効率的な運営を行うための一つの方法として述べています。
52	Vコミュニティ・センターのあり方 9 コミセン所長、職員の役割等 (2) 選任	コミセン所長の果たすべき役割には、大きなものがあります。所長の人選は、適材適所、慎重に願います。	所長の選任については、地域で考え方の相違があり、どのような採用形態が望ましいのか、地域と市において検討する必要があると考えます。
53	Vコミュニティ・センターのあり方 9 コミセン所長、職員の役割等 (2) 選任	所長の採用ですが、退職した市職員や教員を配属しています。このポジションにこそ、団塊の世代を公募し、有能な人材発掘の一歩にはしてはどうでしょうか。	所長、職員の採用については、現在、行政において採用していますが、将来的には、所長の公募や地域採用する方法も含め、どのような運営形態にするのが望ましいか検討する必要があります。
54	Vコミュニティ・センターのあり方 10 コミュニティ・センターの所管 (2) 移管の課題整理	移管にあたり、市長部局と教育委員会において協議の必要性は、あえて提言に盛り込む必要性がないのではないのでしょうか。	V-10-(1)の所管の考え方において、「市民にわかりやすく、混乱が生じないような調整、課題整理が必要である。」と同主旨の記載がありますので、削除します。
55	実施計画の策定について	協働のまちづくり提言にあるような内容を単年度だけで具体化するのは困難であり、引き続き、2ヵ年程度の「実施工程表」を策定し、ある程度、軌道に乗るまで、継続して取り組むことが必要です。引き続き、この検討会議で、「パート2」、「パート3」として検討を続けて欲しい。	協働のまちづくりの推進に向け、着手できるものから、実践に移していくことが大切だと考えます。また、施策化については、この提言の趣旨を踏まえ、市内部で検討のうえ、順次、速やかに、取り組まれることを期待します。
56	推進にあたっての地域への説明等について	この提言に基づく、協働のまちづくりを推進するにあたっては、校区での説明の場、意見交換の場等を設定していただきたい。	協働のまちづくりの基本的な考え方を広く啓発するため、市民フォーラムの開催を計画しています。このほか、具体的な実践活動を展開するなかで、提言に示す考え方が浸透していくものと考えます。
57	提言全体について	この提言は、市民から市に対する提言なのか、市から市民への提言なのか良くわかりません。	この提言は、「協働のまちづくり推進検討会議」において、その構成員が、それぞれの立場から意見を出し合い、まとめたものです。「協働のまちづくり推進検討会議」から、市民と市、それぞれに対して提言しているものです。



(設置)

第1条 市民と市民及び市民と行政との協働並びに市民の行政への参画による安全・安心で快適なまちづくりを推進していくための基本的な考え方等について検討を行うため、明石市協働のまちづくり推進検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 参画と協働の基本理念
- (2) 市民等と事業者及び行政の共通の目標及び役割分担
- (3) 参画と協働のあり方と推進計画
- (4) 市民公益活動の支援のあり方
- (5) コミュニティ・センターのあり方

(組織)

第3条 検討会議は、会議員25名以内で組織する。

2 会議員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) コミュニティ推進組織の役員
- (3) 連合自治協議会の役員
- (4) 小・中学校コミュニティ・センター運営委員会の役員
- (5) 市民公益活動団体等の会員
- (6) 事業者団体関係者
- (7) 労働団体関係者
- (8) 公募による市民
- (9) 関係行政機関の職員
- (10) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 会議員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

(会長の職務等)

第5条 検討会議に、会長及び副会長1名を置き、会議員の互選によって定める。

2 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

(分科会)

第7条 検討会議に、会議を円滑かつ効率的に進めるとともに各分野における課題の抽出及び施策の検討ができるよう、次に掲げる分科会を置く。

- (1) 協働のまちづくり推進施策分科会

(2) 市民公益活動支援分科会

(3) コミュニティ・センター分科会

2 分科会の委員は、市長が委嘱する。

3 分科会に座長を置く。

4 分科会の座長は、市長が分科会に属する委員のうちから選任する。

5 座長は、分科会を代表し、会務を総理する。

6 分科会は、座長が招集し、その会議の議長となる。

(意見の聴取)

第8条 会長及び座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 検討会議の庶務は、コミュニティ推進部コミュニティ課が行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則 (平成16年8月20日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(招集の特例)

2 検討会議は、第5条第1項の規定により会長が互選されるまでの間、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

明石市協働のまちづくり 推進検討会議 会議員名簿

役 職	選出区分	所属・役職等	会議員名
会 長	第1号	静岡文化芸術大学教授	根本 敏行
副会長	第3号	明石市連合自治協議会副会長	池内 勝

選出区分	所属・役職等	会議員名	前会議員名 (H17.4.1 人事異動前)
第2号	二見コミュニティ・センター運営委員長	魚住 一久	
〃	明石市高年クラブ連合会会長	橋本 義廣	
〃	明石市女性団体協議会会長	和田 美耶子	
第3号	明石市連合自治協議会会長	原田 和彦	
〃	明石市連合自治協議会総務	永田 克己	
第4号	高丘コミュニティ・センター運営委員長	久保 峰子	
〃	大観小学校区コミュニティ・センター運営委員長	片山 均	
第5号	明石市ボランティア連絡会会長	片山 たづ子	
〃	特定非営利活動法人明石インターネットパワーズ理事長	嶋中 聡	
第6号	明石商工会議所専務理事	松村 和美	
第7号	明石労働者福祉協議会事務局長	竹内 順哉	
第8号	公募市民	岡本 潤二	
〃	公募市民	島 久子	
〃	公募市民	林 孝子	
〃	公募市民	三木 実	
第9号	政策部長	友國 仁男	
〃	健康福祉部長	高橋 嗣郎	
〃	環境部長	榎本 伸行	材木 龍一
〃	教育委員会 教育次長	長野 修三	
〃	財団法人明石コミュニティ創造協会理事長	溝端 弘司	
〃	明石市社会福祉協議会副理事長兼常務理事	岡本 弘志	向井 紀正
〃	コミュニティ推進部長	松下 清司	岡本 弘志

明石市協働のまちづくり推進検討会議 会議経過

会議名	開催日	場所	検討内容
第1回協働のまちづくり推進検討会議	H16.10.12	明石市役所 806AB会議室	(1)基調講演 (2)会議の進め方について
第2回協働のまちづくり推進検討会議	H16.11.29	中崎小学校 南会議棟会議室	(1)コミュニティ・センターについて
第3回協働のまちづくり推進検討会議	H17.2.8	中崎小学校 南会議棟会議室	(1)分科会からの中間報告 ・協働のまちづくり推進施策分科会 ・市民公益活動支援分科会 ・コミュニティ・センター分科会 (2)地域における連携組織のあり方について (3)コミュニティ・センターについて
第4回協働のまちづくり推進検討会議	H17.5.30	中崎小学校 南会議棟会議室	(1)コミュニティ・センターについて
第5回協働のまちづくり推進検討会議	H17.7.29	明石市役所 806AB会議室	(1)協働の理念について(素案) (2)市民及び市の共通の目標、並びに役割分担について(素案) (3)市民公益活動の支援について(素案)
第6回協働のまちづくり推進検討会議	H17.9.29	明石市議会棟 大会議室	「協働のまちづくり」提言(案)について
第7回協働のまちづくり推進検討会議	H17.11.16	明石市議会棟 大会議室	「協働のまちづくり」提言(案)について
第8回協働のまちづくり推進検討会議	H18.1.31	明石市議会棟 大会議室	パブリックコメントを受けての「協働のまちづくり」提言(案)の修正について

明石市協働のまちづくり推進検討会議 会議経過

会議名	開催日	場所	検討内容
第1回協働のまちづくり推進施策分科会	H16.11.5	明石市役所 101AB会議室	(1)まちづくり21会議の検証について
第1回市民公益活動支援分科会	H16.11.17	明石市役所 501会議室	(1)市民公益活動支援について
第1回コミュニティ・センター分科会	H16.11.26	明石市役所 101B会議室	(1)コミュニティ・センターについて
第2回協働のまちづくり推進施策分科会	H16.12.22	明石市役所 905A会議室	(1)まちづくり21会議の検証について (2)住民の行政行程への参画について
第2回市民公益活動支援分科会	H16.12.24	明石市役所 806AB会議室	(1)市民公益活動支援について (2)明石市民未来会議の検証について
第2回コミュニティ・センター分科会	H16.12.24	明石市役所 501会議室	(1)コミュニティ・センターについて
第3回市民公益活動支援分科会	H17.1.21	明石市役所 501会議室	(1)市民公益活動支援について (2)明石市民未来会議の検証について
第3回協働のまちづくり推進施策分科会	H17.1.28	明石市役所 905B会議室	(1)まちづくり21会議の検証について (2)住民の行政行程への参画について
第3回コミュニティ・センター分科会	H17.2.4	明石市役所 政策部会議室	(1)コミュニティ・センターについて
第4回市民公益活動支援分科会	H17.7.12	明石市役所 政策部会議室	(1)市民公益活動支援について

「協働のまちづくり」推進に向けて

平成18年3月

● 発 行 ●

明石市コミュニティ推進部 コミュニティ課
〒673-8686 明石市中崎1丁目5-1

☎078(918)5004 ☎078(918)5131

E-mail:communit@city.akashi.hyogo.jp

● 発 行 ●

明石市コミュニティ推進部 コミュニティ課
〒673-8686 明石市中崎1丁目5-1

☎078(918)5004 FAX078(918)5131

E-mail:communit@city.akashi.hyogo.jp



古紙配合率70%再生紙を使用しています